厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

令和６年 生活困窮者自立支援法等改正への対応ガイド

令和７年４月に向けた４つの対応ポイント

令和６年６月２６日

厚生労働省 社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

生活困窮者自立支援制度の体系と法改正事項

R6年度予算：531億円
＋ R5年度補正予算：30億円

来所 ⇔ 訪問

包括的な相談支援

本人の状況に応じた支援

★ **自立相談支援事業** ⚠ 改正
- 全国907自治体で1,381機関
- 生活と就労に関する支援員を配置したワンストップ相談窓口
- 一人一人の状況に応じて、自立に向けた支援計画を作成

□ **支援会議** ⚠ 改正
- 関係機関が参加して生活困窮者に関する情報共有や地域課題解決に向けた議論を行う
- 自ら支援を求めることが困難な生活困窮者を早期に支援につなぐ

再就職のために住まいの確保が必要

★ **住居確保給付金の支給** ⚠ 改正
- 就職活動を支えるための家賃費用を有期で給付

緊急に衣食住の確保が必要

住まいに課題があり地域社会からも孤立

□ **一時生活支援事業** ⚠ 改正
- 住居喪失者に一定期間、衣食住等の日常生活に必要な支援を提供
- シェルター等利用者や居住困難者に一定期間の見守りや生活支援

就労に向けた手厚い支援が必要

◆ **就労準備支援事業** ⚠ 改正
- 一般就労に向けた日常生活自立・社会生活自立・就労自立のための訓練

□ **認定就労訓練事業**
- 直ちに一般就労が困難な方に対する支援付きの就労の場の育成

家計の見直しが必要

◆ **家計改善支援事業** ⚠ 改正
- 家計を把握することや利用者の家計改善意欲を高めるための支援

子どもに対する支援が必要

□ **子どもの学習・生活支援事業**
- 子どもに対する学習支援
- 子ども・保護者に対する生活習慣・育成環境の改善、教育・就労に関する支援等

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

1　なぜ今、制度改正が必要なのか？

2　４つの対応ポイント

3　制度改正への対応に困ったら

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

1

1　なぜ今、制度改正が必要なのか？
2　４つの対応ポイント
3　制度改正への対応に困ったら

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

なぜ今、制度改正が必要なのか？
理由その１　新型コロナを機に顕在化した課題への対応

自立相談支援機関の対応状況の変化
（令和元年度と令和２年度の比較）

新規相談受付件数 3.2 倍

プラン作成件数 1.8 倍

（出所）生活困窮者自立支援統計システムより抽出

課題別相談者数の変化
（令和２年１月と令和３年１月の比較）

外国籍 7.0 倍

住まい不安定 2.2 倍

ひとり親 1.5 倍

（出所）生活困窮者自立支援統計システムより抽出

個人向け緊急小口資金等の特例貸付の貸付実績
（令和２年３月～令和４年９月末）

382.3 万件

1兆4,431 億円

（出所）全国社会福祉協議会調べ

住居確保給付金の支給決定件数の変化
（令和元年度と令和２年度の比較）

34 倍

（令和２年度 13.5 万件）

（出所）住居確保給付金の実績調査（厚生労働省）

相談者の抱える課題の複合化
（令和２年１月と令和３年１月の比較）

３個以上の課題を抱える割合

9.7 % → 51.6 %

（出所）生活困窮者自立支援統計システムより抽出

緊急小口資金・総合支援資金（初回）の償還が困難な状況にある者
（対象債権件数全体に占める償還免除・償還猶予の件数の割合（粗い試算））

約45%

（出所）全国社会福祉協議会・生活困窮者自立支援室調べのデータより推計

▼

新型コロナをきっかけに初めて支援につながった者のうち、
特例貸付の償還が困難な者など、経済活動再開後も長く困窮状態が解消しない者は、
平時から支援が必要であった生活困窮者であった可能性がある

▼

今回顕在化したような生活困窮者層を早期に把握し、支援につなげる恒久的な取組が必要

理由その２　持ち家のない単身高齢者数の増加等への対応

総世帯数に占める単身高齢者世帯数の割合の推移
（2020（令和２）年と2050年（推計）の比較）

13.2％ → 20.6％

（出所）国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)」(令和６(2024)年推計)

年代別持ち家率の推移
（平成５年と平成30年の比較）

30歳代 43％ → 36％
40歳代 67％ → 58％
50歳代 75％ → 68％

（出所）総務省「平成30年住宅・土地統計調査」

住宅確保要配慮者の入居に対する大家の入居拒否感有の割合

高齢者 7割
障害者 7割
低額所得者 5割

（出所）令和３年度国土交通省調査

自立相談支援機関への相談件数に占める住まいの課題の割合の推移
（令和元年と令和４年の比較）

ホームレス 4.4％ → 4.0％
住まい不安定 12.6％ → 13.6％

（出所）生活困窮者自立支援統計システムより抽出

住宅確保が困難な者に対する安定的な居住確保に向けた支援ニーズは今後ますます高まることが想定される

ホームレスだけではなく、賃貸住宅に入れない高齢者等も想定した居住支援の体制強化が必要

2

1　なぜ今、制度改正が必要なのか？

2　４つの対応ポイント

3　制度改正への対応に困ったら

今回の改正等への対応ポイント

1．新型コロナを機に顕在化した課題への対応

（１）早期発見・継続的な見守り機能の強化

① 支援会議設置の努力義務化【令和７年４月１日施行】

② 支援会議の開催、地域の居場所等との連携、家庭等への訪問等による生活困窮者の状況把握の努力義務化【施行済】

（２）多様な相談者層への対応強化

①（再掲）支援会議設置の努力義務化【令和７年４月１日施行】

② 児童育成支援拠点事業との連携の努力義務の明確化【施行済】

③ 就労準備支援事業・家計改善支援事業の全国的な実施の推進と質の向上【令和７年４月１日施行】

④生活保護受給者が生活困窮者向けの就労準備支援事業・家計改善支援事業・居住支援事業を利用できる一体実施の仕組みの創設【令和７年４月１日施行】

2．持ち家のない単身高齢者数の増加等への対応

（１）住まいの相談に対応できる体制の整備

① 自立相談支援事業における居住支援の強化【令和７年４月１日施行】

②重層的支援体制整備事業における居住支援の強化【令和７年４月１日施行】

③（SN法）居住支援協議会設置の努力義務化【ＳＮ法改正法公布の日（令和６年６月５日）から１年６月を超えない範囲で政令で定める日施行】

④ 一時生活支援事業の強化
- 一時生活支援事業を「居住支援事業」に改称し、地域の実情に応じた必要な支援の実施の努力義務化【令和７年４月１日施行】
- シェルター事業において緊急一時的な居所確保を行う場合の加算の創設【令和６年度～】
- 地域居住支援事業による見守り支援期間（最長１年）の柔軟化【令和７年４月１日施行（予定）】

⑤ 居住支援法人との連携の努力義務の明確化【令和７年４月１日施行】

（２）家賃の低廉な住宅への転居支援の創設

① （住居確保給付金）家計改善のための家賃の低廉な住宅への転居費用補助の創設【令和７年４月１日施行】

努力義務

1（1）早期発見・継続的な見守り機能の強化
①支援会議設置の努力義務化

令和７年４月１日施行

改正の趣旨・効果

- 支援会議について、全ての自治体で設置されることを目指し、その設置を自治体の努力義務とする。
（R4：322自治体、36%）

✓ 深刻な困窮状態にある世帯など支援を必要とする者を早期に把握し、必要な相談支援につなげることができる。
✓ 幅広い関係機関や専門家が支援の方針について議論することで、支援の幅が広がるなど、支援の質が上がる。
✓ 個別の事案の議論を通じて地域課題や不足している社会資源等が明らかとなり、地域づくりにもつながる。

改正への対応イメージ

- 関係機関等が、地域で生活困窮が疑われる者を把握した際、今後の支援の方針や役割分担について議論
- 様々な専門的見地から支援の内容を協議するほか、個別課題から見えてきた地域課題等の解決方法について議論

※具体的な支援プランの決定・評価は支援調整会議で行う。

法に基づく守秘義務あり

構成員の例：
- 自立相談支援機関等の制度関係者
- 社会福祉協議会
- 地域包括支援センター
- 福祉・就労・住宅等の関係機関職員
- 教育委員会・学校関係者
- 民生・児童委員
- ライフライン事業者、郵便局、新聞配達所
- NPO等の民間団体、地域住民

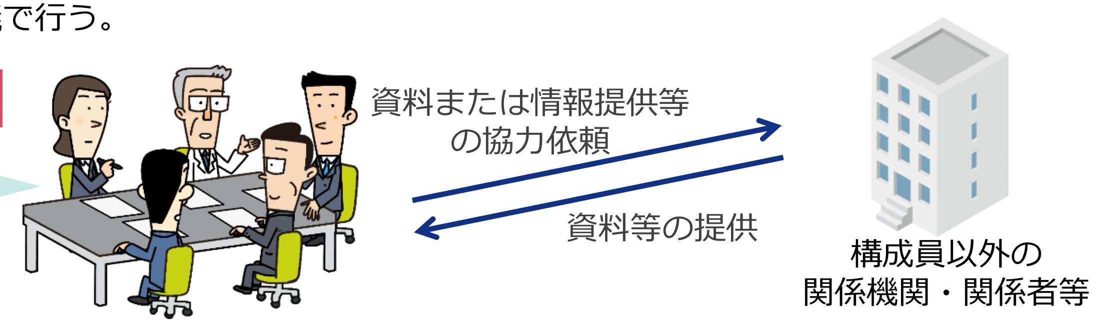

類似の他法に基づく会議体との合同開催可

※ 対象者等が類似し、議論する地域課題にも共通性が高い、調整会議（生活保護法）または支援会議（社会福祉法）との相互連携を図るように努めるものとする。
（具体的な連携方法については、ガイドラインで示す予定）

努力義務

1 （1）早期発見・継続的な見守り機能の強化
②支援会議の開催、地域の居場所等との連携、家庭等への訪問等による生活困窮者の状況把握の努力義務化

令和６年４月２４日施行

改正の趣旨・効果

- 自治体は、関係機関・民間団体と緊密な連携を図りつつ、生活困窮者の状況の把握を行うよう努めることとする。
  - ✓ 本人からの相談を待つだけではなく、積極的に生活困窮者の情報の把握を行うことにより、早期かつ確実に必要な支援につなぎ、生活困窮者の抱える課題の複雑化・深刻化を防ぐ。
  - ✓ 地域において様々な視点から生活困窮者を見守ることにより、本人の自立促進や支援員の負担軽減につなげる。

改正への対応イメージ

- 下記の方法等により、生活困窮者の状況を把握し、積極的な働きかけ（アウトリーチ）を行う。
  - ✓ 具体的な方法については、地域の実情に応じて創意工夫する。
  - ✓ 個人情報の共有にあたっては、原則本人の同意が必要。ただし、判断能力不十分等により本人同意の取得が困難で、生命・身体・財産の保護のために必要な場合は本人同意なしでも情報共有可。

支援会議の開催

- 地域で関係機関等が把握している、困窮が疑われる者や生活困窮者の個々の事案の情報を共有し、支援方法等を検討

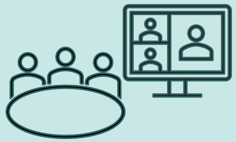

地域の「居場所」との連携

- 自立相談支援機関等が、地域で「居場所」を運営する団体・個人と連携し、まだ支援につながっていない生活困窮者（気になる人）の情報共有や、支援中の生活困窮者の見守り・必要な情報共有を依頼
- 自立相談支援機関等が「居場所」での出張相談を実施
- 地域に連携可能な「居場所」がない場合には、社会資源の開発に努める

※社会資源の開発については、自立相談支援事業の「支援の質の評価に係る加算」の対象となるほか、「生活困窮者支援等のための地域づくり事業」が活用可能

家庭等への訪問

- 「支援会議の開催」や「地域の『居場所』との連携」等を通じて把握した生活困窮者について、自立相談支援機関等の支援員が、自宅や学校、定期的に通っている「居場所」等を訪問し、相談に応じたり必要な支援につなげたりする

※訪問の実施は、自立相談支援事業の「支援の質の評価に係る加算」の対象となる

拡充

生活困窮者自立支援制度の実施体制の確保（必要な人員体制を確保できる補助体系の見直し）

参考

令和６年度当初予算　531億円の内数（545億円の内数）※()内は前年度当初予算額

１ 事業の目的

○　コロナ禍で顕在化した新たな相談者層や孤独・孤立問題の深刻化、支援ニーズの多様化等の現状を踏まえ、自立相談支援事業等の補助体系の見直しを図り、自治体に対して支援の実施状況に応じた適切な支援を行うとともに、生活困窮者への支援の質の向上を図る。

２ 事業の概要・スキーム

【自立相談支援事業に係る見直し案】

①　基本基準額の見直し
・　基本基準額について、人口規模に対する標準的な支援件数と当該件数に対して必要な支援員数を踏まえた金額に見直す。

②　支援実績加算の実施
・　標準的な支援件数以上の支援実績がある場合について、基本基準額に当該実績に応じた加算を行う。

③　支援の質の評価に係る加算の創設
ア　良質な人材の確保
　：常勤職員・有資格者・経験年数の長い職員等を 一定割合確保している場合
イ　取組内容の評価
　：アウトリーチ支援体制の整備、支援会議を活用した地域づくりの取組等を実施している場合

３ 実施主体等

実施主体：都道府県・市・区等（福祉事務所設置自治体907自治体）　負担率：３／４

生活困窮者支援等のための地域づくり事業

参考

令和６年度予算額：531億円の内数

○　住民が抱える課題は複雑化・複合化しており、従来の属性ごとの支援体制では「制度の狭間」のニーズへの対応が困難になっている。また、人と人との関係性や「つながり」が希薄化する中、孤独・孤立の問題が一層深刻化している。

○　このような状況を踏まえて、地域におけるつながりの中で、住民の多様なニーズに柔軟に対応できるよう、①課題を抱える者の早期発見や地域のニーズの把握、②住民主体の活動支援、③世代や属性を問わず住民同士が関わることができる居場所づくり、④多様な担い手が連携する仕組みづくりの取組、⑤地域の実情や課題に応じた民生委員の担い手確保対策を進めることで、身近な地域における共助の取組を活性化させ、地域福祉を推進する。

【事業内容】

①地域住民のニーズ・生活課題の把握
②住民主体の活動支援・情報発信等
③地域コミュニティを形成する「居場所づくり」
④行政や地域住民、ＮＰＯ等の地域づくりの担い手がつながるプラットフォームの展開
⑤地域の実情や課題に応じた民生委員の担い手確保対策

【実施主体】

市町村(管内市町村の取組を総合的に調整する場合は都道府県も可)

【負担割合】

①～④：国１／２、実施主体１／２
⑤：国１／２、都道府県１／４、市町村１／４

※地域の実情に応じて、1つまたは複数の事業を実施する

【事業イメージ】

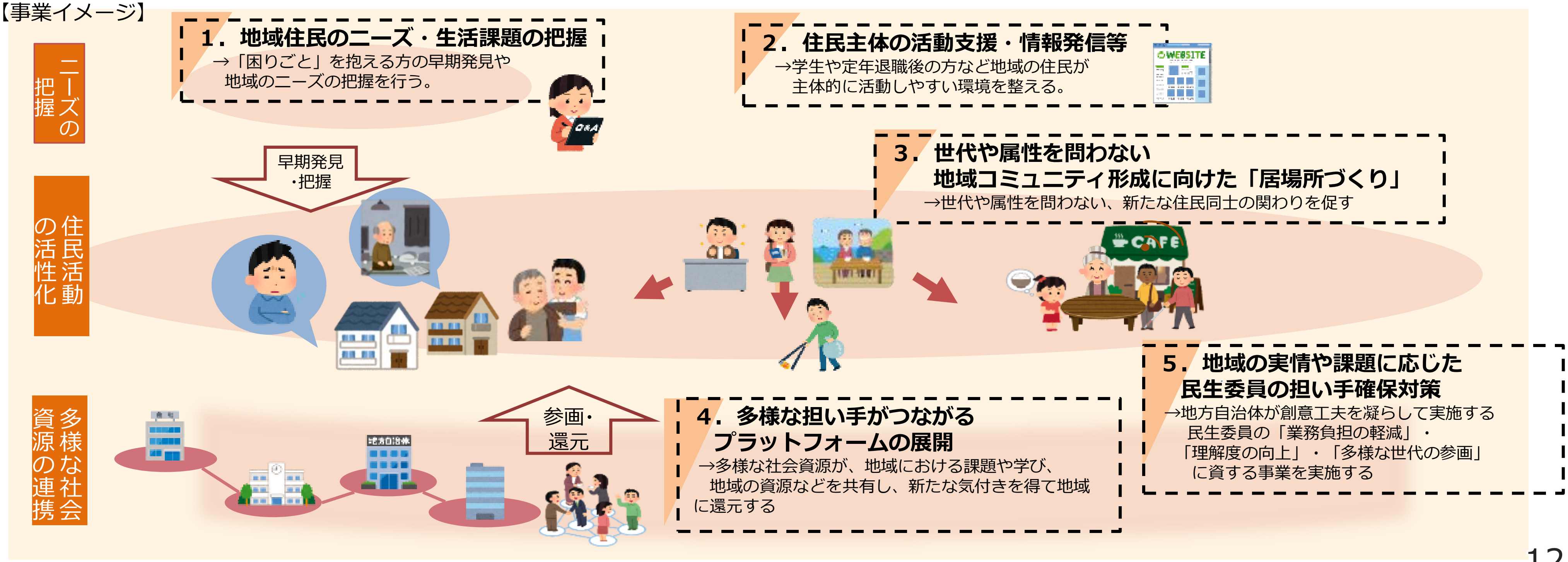

②児童育成支援拠点事業との連携の努力義務の明確化

努力義務

改正の趣旨・効果

令和６年４月２４日施行

- 地域において、より効果的に子どもへの支援を行うため、自治体は、生活困窮者自立支援制度の各事業を行うにあたって、児童育成支援拠点事業との連携を図るように努めるものとする。
  - ✓ 対象者、使用する会場、学習ボランティア等を調整することで、効果的・効率的に各事業を実施できる。

改正への対応イメージ

こどもの生活・学習支援事業

社会教育法に基づく学習の機会を提供する事業

新 **児童育成支援拠点事業**

↔ 複数の事業を実施する場合、担当部局が連携して対象者、使用する会場、学習ボランティア等を調整

基本的な生活支援の実施の原則化を検討中

子どもの学習・生活支援事業

学習支援

- 日々の学習習慣の習慣づけ、授業等のフォローアップ、高校進学支援
- 高校中退防止（定期面談等による細やかなフォロー）等

生活習慣・育成環境の改善

- 学校・家庭以外の居場所づくり
- 生活習慣の形成・改善支援
- 小学生等の家庭に対する巡回支援の強化等、親への養育支援を通じた家庭全体への支援 等

教育・就労（進路選択等）に関する支援

- 進路を考えるきっかけづくりに資する情報提供
- 関係機関との連携による、多様な進路の選択に向けた助言 等

※ なお、今回の生活保護法改正で創設された「子どもの進路選択支援事業」を実施する場合であっても、その生活保護世帯の子どもへの進路選択支援以外の生活支援について、「子どもの学習・生活支援事業」の活用も可能

新規

児童育成支援拠点事業

参考

＜子ども・子育て支援交付金＞
令和６年度予算　2,074億円の内数（1,847億円の内数）※()内は前年度当初予算額

1　事業の目的

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る。

2　事業の概要

【対 象 者】次のいずれかに該当する家庭

①食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある児童等、養育環境に関して課題のある主に学齢期以降の児童及びその保護者

②家庭のみならず、不登校の児童や学校生活になじめない児童等、家庭以外にも居場所のない主に学齢期以降の児童及びその保護者

③その他、事業の目的に鑑みて、市町村が関係機関からの情報により支援を行うことが適切であると判断した主に学齢期以降の児童及びその保護者

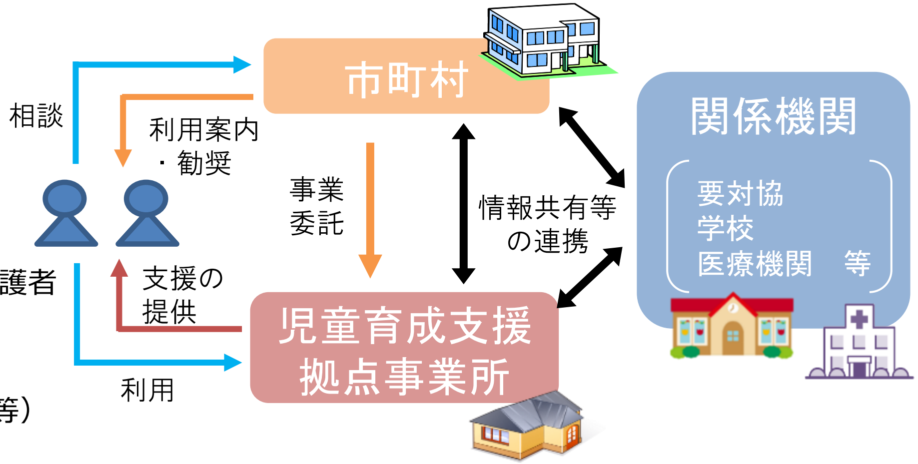

【事業内容】

① 安全・安心な居場所の提供
② 生活習慣の形成（片付けや手洗い、うがい等の健康管理の習慣づけ、等）
③ 学習の支援（宿題の見守り、学校の授業や進学のためのサポート、等）
④ 食事の提供
⑤ 課外活動の提供（調理実習、農業体験、年中行事の体験や学校訪問等）
⑥ 学校、医療機関、地域団体等の関係機関との連携及び関係構築
⑦ 保護者への情報提供、相談支援
⑧ 送迎支援（地域の実情に応じて実施）

3　実施主体等

【実施主体】市区町村（市区町村が認めたものに委託可）

【補 助 率】国1/３、都道府県1/３、市区町村1/３

【補助単価】

○基本分	１事業所当たり	15,854千円（※）
○ソーシャルワーク専門職員配置加算	１事業所当たり	2,295千円
○心理療法担当職員配置加算	１事業所当たり	2,295千円
○送迎加算	１事業所当たり	1,451千円（※）

※　週5日開所の場合。開所日数により異なる

○長時間開所加算		
（１）平日分	年間平均時間数1時間当たり	944千円（※）
（２）長期休暇等分	年間平均時間数1時間当たり	225千円（※）
○賃借料支援加算	１事業所当たり	3,000千円
○開設準備経費加算	１事業所当たり	4,000千円

③就労準備支援事業・家計改善支援事業の全国的な実施の推進と質の向上

努力義務

令和７年４月１日施行

改正の趣旨・効果

- それぞれの自治体が就労準備支援事業や家計改善支援事業等を実施し、事業間で相互補完的・連続的な支援を行うことにより、生活困窮者がどの自治体に住んでいても自立に向けた一歩を踏み出せるよう、

① 家計改善支援事業の国庫補助率を原則２分の１から一律３分の２に引き上げる
② 必ず３事業（自立、就労、家計）を一体的に行う体制を確保し、効果的かつ効率的に行うものとする
③ 国は、就労準備支援事業・家計改善支援事業・居住支援事業の全国実施のための体制整備や支援の質の向上を図るための指針（告示）を策定する

✓ 就労準備支援：社会生活の基礎能力の習得や社会体験活動を通して、就労に向けたステップアップができる
✓ 家計改善支援：自力で家計管理できるようになって世帯の家計基盤が整い、将来の収支変動にも対応可能になる

改正への対応イメージ

- 就労準備支援事業、家計改善支援事業を未実施の自治体においては、地域のニーズを把握し、実施を検討
  - ✓ 小規模自治体でも、周辺との広域実施、週１回の訪問実施、２か月に１回の駐在実施など工夫の余地あり
  - ✓ 都道府県による、未実施自治体での事業の広域的実施について、厚生労働省で予算要求を検討
- ３事業の一体的実施のイメージ
  - ✓ 自立相談支援機関による相談対応時や支援計画の策定時に、就労・家計の支援員も参画し、多角的に支援方針を検討
  - ✓ 支援開始後も各事業の支援員が緊密に連携し、支援対象者の状態や支援の実施状況に関する情報を共有　等

就労準備支援事業

就労に向けた準備が必要な者に対し、日常生活・社会生活・経済的自立のための訓練を実施

自立相談支援事業

３事業を効果的・効率的に実施
※同一事業者に委託する必要なし

家計改善支援事業

家計の見直しが必要な者に対し、家計表等を用いて、家計を把握し、家計改善意欲を高めるための支援を実施

④生活保護受給者が生活困窮者向けの就労準備支援事業等を利用できる一体実施の仕組みの創設

改正の趣旨・効果

令和７年４月１日施行

- 就労準備支援事業・家計改善支援事業・地域居住支援事業（特定被保護者対象事業）について、新たに「特定被保護者」を事業の対象とし、生活困窮者と同様に支援を行うことができることとする。

✓ 生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の一方から他方へ移行する者の支援の一貫性・継続性が確保できる。

✓ 事業の対象者の拡大により利用者数の増加が見込め、地域資源を有効活用できる、また、多様な利用者の支援を行うことでノウハウが蓄積され、生活困窮者への支援の質が向上する。

✓ 生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の両方の事業を受託している事業者の事務負担が軽減されるとともに、自治体全体としても業務量を軽減しつつ支援を充実させることができる。

改正への対応イメージ

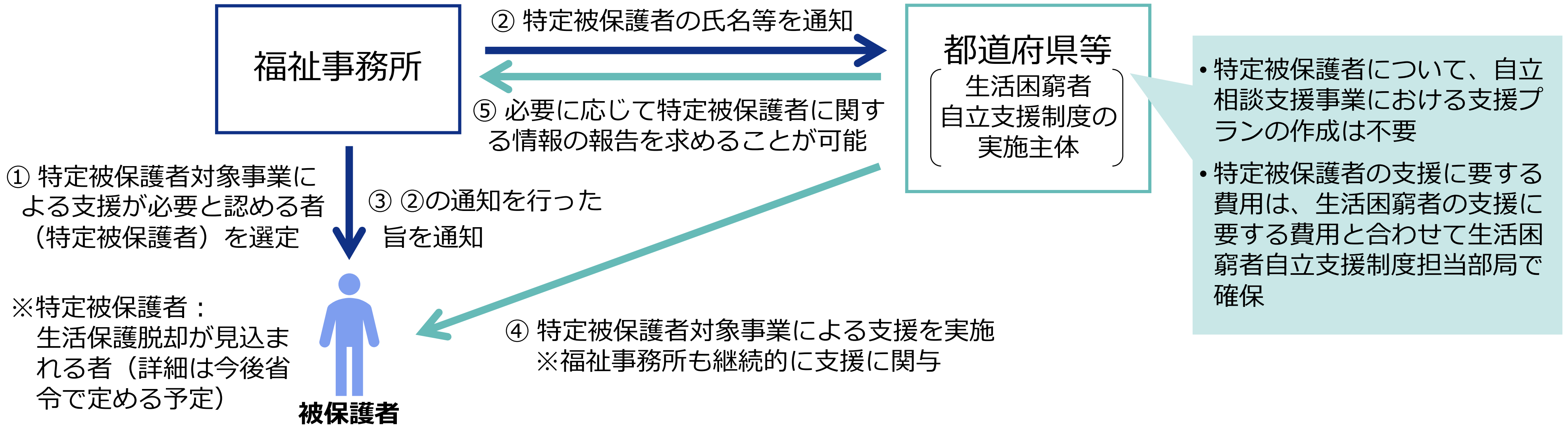

今回の改正等への対応ポイント

1．新型コロナを機に顕在化した課題への対応

（１）早期発見・継続的な見守り機能の強化

① 支援会議設置の努力義務化【令和７年４月１日施行】

② 支援会議の開催、地域の居場所等との連携、家庭等への訪問等による生活困窮者の状況把握の努力義務化【施行済】

（２）多様な相談者層への対応強化

①（再掲）支援会議設置の努力義務化
【令和７年４月１日施行】

② 児童育成支援拠点事業との連携の努力義務の明確化
【施行済】

③ 就労準備支援事業・家計改善支援事業の全国的な実施の推進と質の向上【令和７年４月１日施行】

④生活保護受給者が生活困窮者向けの就労準備支援事業・家計改善支援事業・居住支援事業を利用できる一体実施の仕組みの創設【令和７年４月１日施行】

2．持ち家のない単身高齢者数の増加等への対応

（１）住まいの相談に対応できる体制の整備

① 自立相談支援事業における居住支援の強化
【令和７年４月１日施行】

②重層的支援体制整備事業における居住支援の強化
【令和７年４月１日施行】

③（SN法）居住支援協議会設置の努力義務化
【ＳＮ法改正法公布の日（令和６年６月５日）から１年６月を超えない範囲で政令で定める日施行】

④ 一時生活支援事業の強化
・一時生活支援事業を「居住支援事業」に改称し、地域の実情に応じた必要な支援の実施の努力義務化
【令和７年４月１日施行】
・シェルター事業において緊急一時的な居所確保を行う場合の加算の創設【令和６年度～】
・地域居住支援事業による見守り支援期間（最長１年）の柔軟化【令和７年４月１日施行（予定）】

⑤ 居住支援法人との連携の努力義務の明確化
【令和７年４月１日施行】

（２）家賃の低廉な住宅への転居支援の創設

① （住居確保給付金）家計改善のための家賃の低廉な住宅への転居費用補助の創設【令和７年４月１日施行】

2（1）住まいの相談に対応できる体制の整備の全体像

住まいの総合相談窓口

- 自立相談支援機関に設置、または、既存の制度（重層事業、居住支援法人、居住支援協議会等）を活用

※自立相談支援機関の支援員の加配について、予算要求を検討

- 主に4つの機能を想定

① 住まいの相談対応、課題の把握・分析、支援方針の検討、必要な支援・連携先へのつなぎ、支援状況の確認等【相談支援】
② 大家、不動産仲介業者、居住支援法人等からの相談対応
③ 福祉事務所、地域包括支援ｾﾝﾀｰ、基幹相談支援ｾﾝﾀｰ等からの相談対応
④ 物件・支援等の情報収集、地域の支援ニーズの把握 等

丸投げではない

←後方支援・連携→

居住支援協議会

- 住宅と福祉の関係者が連携した地域における総合的・包括的な居住支援体制の整備を推進
- 地域で住まいの相談・支援が効果的に行われるよう、地方公共団体・不動産関係団体・居住支援団体等が連携して下記のような活動を行う
  - 会議での情報交換、地域の支援体制の検討
  - 不動産・福祉関係団体への働きかけ、ネットワーク形成
  - 住宅相談・物件の紹介等の事業の実施
  - 家賃債務保証・安否確認サービス等の紹介

入居前	入居時	入居中	退居時
• 住まい不安定（ネットカフェ、知人宅、寮付き就労等）、ホームレス、家賃が払えない • 高齢等の理由により、家探しが困難 • 大家に賃貸借契約の締結・更新を断られた • 保証人がいない		• 日常の安否確認・見守りや、必要に応じた福祉サービス等へのつなぎが必要 • 高齢等の理由により定期的な見守りや支援が必要、地域で孤立している	• 残置物の処理が困難

【支援策】

✓ シェルター事業（生活困窮者）：一時的な住まいを確保し、就労支援を行って、賃貸住宅での生活を支援
✓ 地域居住支援事業（生活困窮者、被保護者）：不動産仲介業者への同行支援などの入居支援、入居中の見守り・社会参加の支援
✓ 地域支援事業（高齢者）：不動産仲介業者への同行支援などの入居支援、入居中の見守り支援
✓ 救護施設、日常生活支援住居施設等（被保護者）：住まいと生活の支援
✓ 居住支援法人等：入居支援や保証人機能の確保、日常の安否確認・見守り等の必要なサービスの実施
✓ セーフティネット登録住宅：低額所得者や高齢者等の住宅確保要配慮者の入居を断らない住宅
✓ 居住サポート住宅：日常的な安否確認・見守り、生活・心身の状況が不安定化した時の福祉サービスへのつなぎを行う住宅

【高齢者】「高齢者の安心な住まいの確保に資する事業」の実施

参考

○　平成２６年度から「低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業」を行っていたが、平成２９年度以降は、各地域で行われている先進的・効果的な取組について、**地域支援事業を始め、様々な方策を活用等しながら全国展開**を図っている。
　具体的には、**地域支援事業の一つにある「高齢者の安心な住まいの確保に資する事業」について、入居に係る支援等の内容をより明確にした上で、事業の拡充を行った。**

○　また、介護保険の**保険者機能強化推進交付金により市町村の取組を後押し**することや、**高齢者の居住と生活の一体的な支援の取組について検討する自治体への伴走支援**等を実施している。さらに、**居住支援協議会や居住支援法人等を活用できることを明確にするため、令和６年度に地域支援事業の見直しを行う。**

対象者

○　高齢者

実施自治体

○　市町村等

支援内容

○　空き家等の民間賃貸住宅や、高齢者の生活特性に配慮した公的賃貸住宅（シルバーハウジング）、サービス付き高齢者向け住宅、多くの高齢者が居住する集合住宅等への高齢者の円滑な入居を進められるよう、これらの住宅に関する情報提供、入居に関する相談及び助言並びに不動産関係団体等との連携による入居支援等を実施するとともに、これらの住宅の入居者を対象に、日常生活上の生活相談・指導、安否確認、緊急時の対応や一時的な家事援助等を行う生活援助員を派遣し、関係機関・関係団体等による支援体制を構築する等、地域の実情に応じた、高齢者の安心な住まいを確保するための事業を行う。

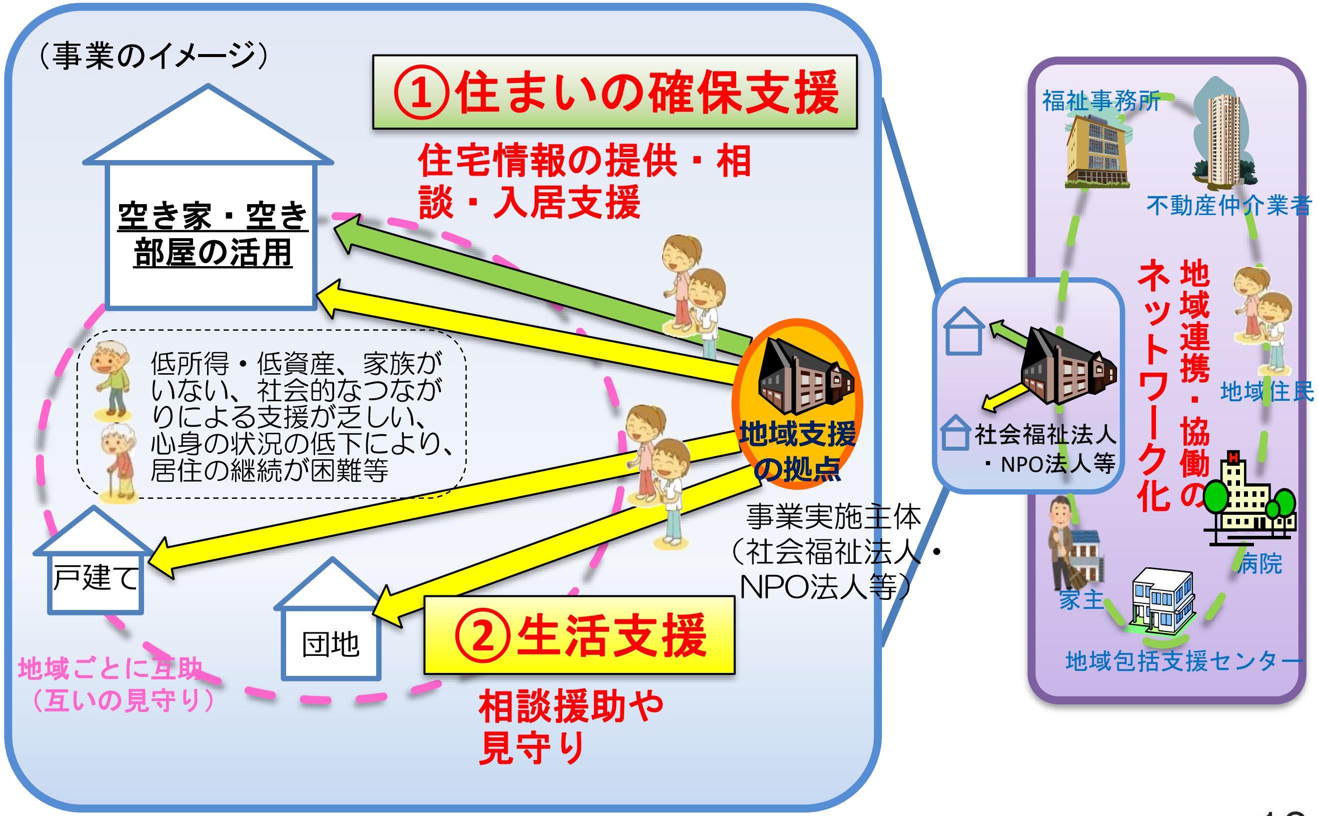

住宅確保要配慮者等に対する居住支援施策（見取り図）<令和6年6月時点>

参考

※　赤字：令和6年度に新設・拡充等の変更がある事項

支援施策＼対象者	低所得者（生活保護受給者含む）	高齢者	障害者	子育て世帯（ひとり親・多子世帯）	DV被害者	社会的養護経験者等	刑務所出所者等
関係者の連携	【改正住宅SN法】居住支援協議会（基礎自治体レベルの活動の充実）★（全対象者）						
ハード面の供給 ＋ 安否確認・見守り、福祉サービスへのつなぎ	【改正生活困窮者自立支援法】生活困窮者自立支援制度（一時生活支援事業）★（全対象者）						
	保護施設★ 無料低額宿泊所	特別養護老人ホーム★ 認知症高齢者グループホーム▲ 養護老人ホーム★ 軽費老人ホーム★ 有料老人ホーム★ サービス付き高齢者向け住宅★	障害者グループホーム（共同生活援助を行う場）▲ 福祉ホーム★	母子生活支援施設★（子育て世帯～DV被害者）	女性自立支援施設● 女性相談支援センター一時保護所●	児童自立生活援助事業（自立援助ホーム等）●（※4） 社会的養護自立支援拠点事業●（※4）	更生保護施設☆ 自立準備ホーム☆（保護観察所に登録したNPO法人等の空き室）
	公的賃貸住宅（公営住宅・地域優良賃貸住宅等）★（全対象者）						
	民間賃貸住宅：セーフティネット登録住宅（改修費補助・低所得者の家賃低廉化）★（全対象者）						
	【改正住宅SN法】民間賃貸住宅：居住サポート住宅（改修費補助・低所得者の家賃低廉化）★（全対象者）						
連帯保証人・緊急連絡先の確保	居住支援法人：①家賃債務保証●、②家賃債務保証保険【改正住宅SN法】（全対象者）						
	家賃債務保証会社：①家賃債務保証会社の登録☆、②家賃債務保証会社の認定☆【改正住宅SN法】、③家賃債務保証保険【改正住宅SN法】（全対象者）						
	生活保護制度（住宅扶助費）★			身元保証人確保対策事業★（※3）	身元保証人確保対策事業★（※3）	身元保証人確保対策事業★	
	生活困窮者自立支援制度（地域居住支援事業）★【改正生活困窮者自立支援法】、不安定居住者に係る支援情報サイト及び総合相談窓口（＝すまこま。）☆（※1）（全対象者）						
入居支援等（相談、住宅情報、契約サポート、コーディネート等）	【改正住宅SN法】居住支援協議会★、居住支援法人●（※2）（全対象者）						
生活支援の提供	【改正生活困窮者自立支援法】生活困窮者自立支援制度（住居確保給付金）★ 居住不安定者等居宅生活移行支援事業★ 保護施設★ 無料低額宿泊所	地域支援事業▲（高齢者の安心な住まいの確保に資する事業）（介護予防・日常生活支援　総合事業） 介護保険サービス▲	地域移行支援▲ 地域生活支援拠点等▲ 障害福祉サービス等（自立生活援助・地域定着支援・居宅介護等）▲	ひとり親家庭住宅支援資金貸付事業● 母子・父子自立支援員★ 母子父子寡婦福祉資金貸付金● ひとり親家庭等日常生活支援事業★ ひとり親家庭等生活向上事業★	女性支援事業●	社会的養護自立支援拠点事業●（※4） 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業● 児童自立生活援助事業●（※4）	生活環境の調整☆ 地域生活定着促進事業（地域生活定着支援センター）（高齢者・障害者）● 更生保護施設によるフォローアップ事業及び訪問支援事業☆ 緊急的住居確保・自立支援対策事業☆（自立準備ホーム） 更生緊急保護の実施☆ 刑執行終了者等に対する援助、更生保護に関する地域援助☆
		日常生活自立支援事業（認知症高齢者、知的障害者、精神障害者のうち判断能力が不十分な人を対象）（高齢者～障害者）			母子生活支援施設★（子育て世帯～DV被害者）		
	【改正生活困窮者自立支援法】生活困窮者自立支援制度（地域居住支援事業）★（全対象者）						

【施策】
- （水色）：国交省
- （橙色）：厚労省
- （桃色）：こども家庭庁
- （紫色）：国交・厚労共管
- （緑色）：法務省

【実際の措置等】
- ☆：国
- ★：都道府県、市町村
- ●：都道府県
- ▲：市町村

（※1）すまこま。は「入居支援等」について対応。
（※2）居住支援協議会等活動支援事業により、国による直接補助を実施
（※3）ひとり親及びDV被害者は、母子生活支援施設や婦人保護施設等の施設退所者に限る。
（※4）児童自立生活援助事業、社会的養護自立支援拠点事業は児童福祉法改正（令和6年4月施行）により拡充

［参考：改正法の施行日］
・ 改正住宅SN法：令和6年6月5日（公布日）から1年6月を超えない範囲で政令で定める日施行
・ 改正生活困窮者自立支援法：令和7年4月1日施行

2（1）住まいの相談に対応できる体制の整備
①自立相談支援事業における居住支援の強化

必須事業

令和７年４月１日施行

改正の趣旨・効果

- 法律上の定義に「居住の支援」と明記し、自立相談支援事業で住まい・入居後の生活支援の相談に対応することを明確化。
  - ✓ 「ホームレス」だけではなく、「住まい不安定」、特に単身高齢者等で賃貸住宅の契約が難しいといった課題を抱えた生活困窮者が相談支援を受けやすくなる。

改正への対応イメージ

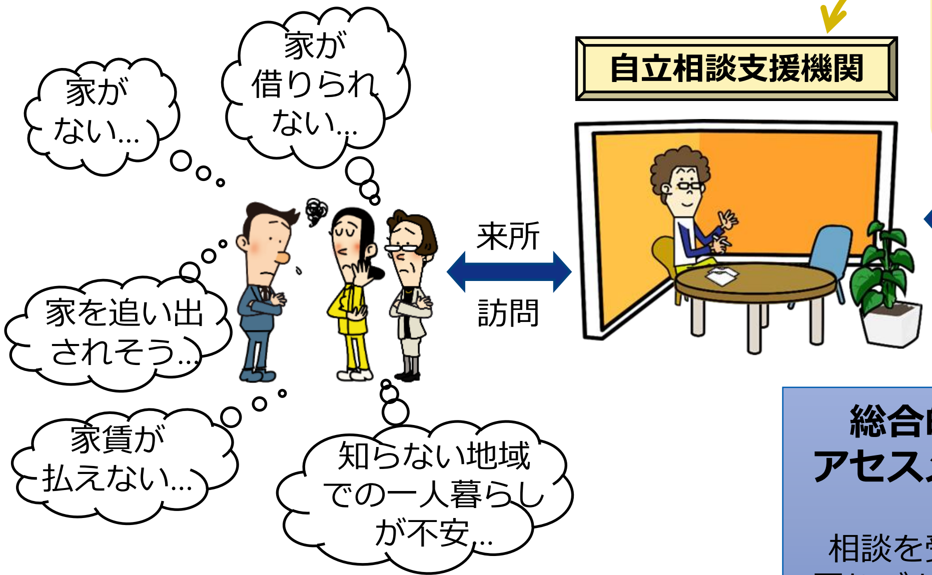

後方支援・連携

居住支援協議会

- 地方公共団体（住宅・福祉部局）
- 不動産関係団体
- 居住支援団体

- 住宅相談・物件の紹介等（民間賃貸住宅、公営住宅、セーフティネット登録住宅、居住サポート住宅 等）
- 家賃債務保証・安否確認サービス等の紹介　等

連携・活用

- 住居確保給付金
- 家計改善支援事業　就労準備支援事業
- 日常生活自立支援事業
- …

総合的なアセスメント
相談を受け、困りごとを整理

→ **支援プラン作成・実行**
同行支援、他機関への紹介等

→ **モニタリング・プラン評価**
プラン振返りと課題整理（プラン見直し）

→ **生活困窮状態からの脱却**
日常生活自立
社会生活自立
経済的自立

↳その他、適切な支援へとつなげる

自立相談支援機関での属性を問わない住まい相談（イメージ）

住まいに関わる
課題がある
幅広い対象者

来所
訪問

住まいの相談窓口

相談の中で課題を把握・分析

連携・活用

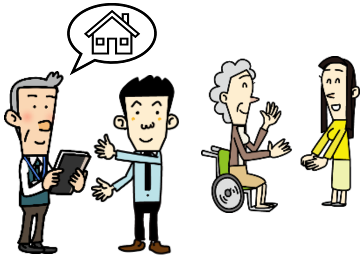

不動産業者への同行等の入居支援
入居後の見守りや生活支援

地域居住支援事業

自立相談支援事業

【体制例】
主任相談支援員、相談支援員、
就労支援員、**住まい相談支援員**※
※加配について、予算要求を検討

後方支援・連携

個別支援に活用可能な方策を可視化
地域づくりや住宅ストックの確保

居住支援協議会

- 住宅と福祉の関係者が連携した地域における総合的・包括的な居住支援体制の整備を推進
- 地方公共団体の住宅部局・福祉部局、居住支援法人、不動産関係団体、福祉関係団体等を構成員とした会議体として下記のような活動を行う
  - 会議での情報交換、地域の支援体制の検討
  - 不動産・福祉関係団体への働きかけ、ネットワーク形成
  - 住宅相談・物件の紹介等の事業の実施
  - 家賃債務保証・安否確認サービス等の紹介

連携して対応
（情報共有・助言、役割分担等）

総合的なアセスメント

相談を受け、
困りごとを整理

- 生活困窮者自立支援制度の利用が必要

→ 生活困窮の支援プランを作成し、必要な支援等を実施
（地域居住支援事業の利用等）

- 生活保護の利用が必要
- 生活保護を受給中

→ 福祉事務所と連携
（生活困窮者向けと被保護者向けの地域居住支援事業の一体実施等）

- 経済的な困窮はないが、独力での課題解決は困難

→ 居住支援法人等の地域の社会資源と連携

- 不動産業者等への相談により独力で課題解決可能

→ 情報提供のみで終了

丸投げではない

福祉事務所

地域包括支援センター

基幹相談支援センター

・
・
・

参考

住まい支援システム構築に関するモデル事業

令和５年度補正予算　2.2億円

1 事業の概要

住まいに課題を抱える生活困窮者等に対し、総合的な相談支援から、見守り支援・地域とのつながり促進などの居住支援までを一貫して行う「住まい支援システムの構築」に向けて、課題等を整理するため、モデル事業の実施に要する費用を補助する

2 事業のイメージ

住まいの相談

住まいに課題を抱える生活困窮者

- 支出の増加や収入減少等により転居が必要となったが、転居費用が捻出できない。
- 身寄りがなく、保証人や緊急連絡先も確保できない。
- 住まいを失っており、地域とのつながりもない。
- 家賃滞納による強制退去など住居を失う危険性が高い。
- 関係悪化により家族や知人から同居が拒否されている。

等

福祉事務所設置自治体

- 福祉部門と住宅部門が連携し、住まいに課題がある者の相談を包括的に受け止め、相談内容や相談者の状況に応じて適切な支援関係機関につなぐ

【体制】
自立相談支援機関に居住支援員（仮称）を配置
← 福祉と住宅をつなぐ人材、マネジメントの中心的役割

【役割】
① 住まいを中心とした相談支援（居住支援法人等との連携窓口）
② アセスメント・プランの策定・フォローアップ
③ 身寄りのない者への伴走支援（必要な支援機関へのつなぎ）
④ 地域の居住支援ニーズの把握、必要な地域資源の開拓（生活困窮者の受入れに理解のある大家や不動産業者の開拓）

連携

居住支援協議会（住宅セーフティネット法）

- 市町村の住宅･福祉部局･居住支援団体等で構成（都道府県の参加も推奨）
- 居住支援協議会未設置の自治体においては、その他会議体との連携等を新たに構築

【役割】
地域の資源の把握や事業の総合調整 等

プランの策定

抱えている課題の背景、要因を把握し、幅広い視点で住まい支援を中心とした項目を盛りこむ

①住宅の斡旋
②家賃支援
（住居確保給付金等）
③居住支援
（入居支援・入居中生活支援 等）

※既存事業も活用

モニタリング

その他、適切な支援へとつなげる

3 実施主体等

【実施主体】：都道府県・市・区等（福祉事務所設置自治体）　※居住支援法人、居住支援協議会等へ委託可
【補助率】：国３／４、福祉事務所設置自治体１／４

②重層的支援体制整備事業における居住支援の強化

令和７年４月１日施行

改正の趣旨・効果

- 市町村が重層的支援体制整備事業を実施するにあたり、居住の安定確保のための支援を行うこと、参加支援事業において居住支援を行うことを明確化。
  - ✓ 生活困窮の自立相談支援機関のみでは対応が難しいニーズがある者（世帯）に対しても、多機関協働や参加支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援により、連携して入居継続支援を行うことができる。

改正への対応イメージ

- 例えば、①世帯全体として住まい確保の課題を抱えているケースや、②単身世帯で住まい確保の課題を含む複数の課題を抱えているケースで、自立相談支援機関単独では対応が難しい場合、重層的支援体制整備事業を活用して、住まい支援を行うことも考えられる。

重層的支援体制整備事業を活用する事例のイメージ

① 世帯全体として住まい確保の課題を抱えているケース

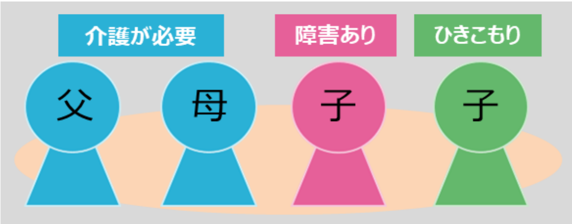

② 単身世帯で住まい確保の課題を含む複数の課題を抱えているケース

住まい
＋発達障害の特徴あり
＋身寄りなし
＋支援拒否

【役割分担の例】

住まい確保	自立相談支援機関で相談受付、地域居住支援事業や関係機関（居住支援法人等）との連携による住まい確保支援、入居後の見守り支援等を実施	**参加支援事業･アウトリーチ等を通じた継続的支援事業**により、狭間のニーズに対する継続的な見守り支援や社会参加への支援を実施
介護	**地域包括支援センター**による相談支援	
障害	**基幹相談支援センター**による相談支援	
ひきこもり	**ひきこもり地域支援センター**による相談支援	

重層的支援体制整備事業を活用した支援の流れ

1. 多機関協働事業者を中心に、最初に相談を受けた機関が行ったアセスメントをもとに、重層的支援会議を開催し、居住支援法人等の支援関係機関の役割分担や、支援の目標・方向性を整理したプランを作成
2. 支援関係者がチーム一体となり、プランに基づく支援が円滑に進むよう、必要な支援を実施
3. 狭間のニーズに対する入居継続支援は、参加支援事業・アウトリーチ等を通じた継続的支援事業を活用

③（ＳＮ法）居住支援協議会設置の努力義務化

努力義務

ＳＮ法改正法公布の日（令和６年６月５日）から
１年６月を超えない範囲で政令で定める日施行

改正の趣旨・効果

- 居住支援協議会について、全ての自治体で設置されることを目指し、その設置を自治体の努力義務とする。
（Ｒ６.３末時点：142協議会（全都道府県、100市区町））
- 住宅確保要配慮者の福祉に関する活動を行うものを構成員とすることを明確化。

<想定される効果の例>

✓ 福祉部局・住宅部局・不動産関係団体・居住支援団体等の相互理解や連携が深まることにより、住まいの課題に対する個別具体的な支援に当たって活用可能な方策が可視化され、必要な方策を円滑に活用できるようになる。
（事務局が住宅相談事業の実施や、物件・関係サービスの紹介を行うこともある。）

✓ 地域における住まいのニーズや不動産関係団体・大家等が抱える課題が共有されることにより、今後必要な支援等が明らかになり、地域づくりや活用可能な住宅ストックの確保等につながる。

改正への対応イメージ

- それぞれの市区町村で居住支援協議会を設置し、生活困窮者自立支援制度担当をはじめとする福祉部局も参画。
（自立相談支援機関や地域居住支援事業者も参画することが望ましい。）

主な活動内容

・会議での協議、情報交換
・不動産・福祉団体への働きかけ、ネットワーク形成
・住宅相談事業、物件の紹介
・家賃債務保証、安否確認サービス等の紹介
等

構成員の例：
- 住宅部局、福祉部局（生活困窮者自立支援、生活保護、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉担当等）
- 住宅・不動産関係団体※、居住支援法人、福祉支援団体、サービス事業者
- 士業団体（建築士会、弁護士会、社会福祉士会、土地家屋調査士会等）
- 家賃債務保証会社、消費者団体、大学　等

※ 全国宅地建物取引協会、全日本不動産協会、日本賃貸住宅管理協会、全国賃貸住宅経営者協会、住宅供給公社、都市再生機構（UR）等の都道府県組織・支部など

2（1）住まいの相談に対応できる体制の整備
④一時生活支援事業の強化

努力義務

【実績】
・シェルター：366自治体(40%)(R5)
・地域居住支援:55自治体(R5)

令和７年４月１日施行等

改正の趣旨・効果

- ホームレスだけでなく、賃貸住宅に入れない高齢者等も想定した居住支援の強化が求められる中、地域居住支援事業の役割がますます重要となることから、一時生活支援事業を「居住支援事業」に改称。
- 居住支援事業に含まれるシェルター事業・地域居住支援事業について、地域の実情に応じて必要と認める事業の実施を努力義務化。
  - ✓ 本事業が「一時的な居所の確保の支援」と「地域で安定的に居住を継続していくための支援」の両輪で進めていくべきものであることを明確化。
  - ✓ 「住まい不安定」「ホームレス」といった課題を抱える生活困窮者への支援を充実し、本人の自立はもとより、地域の活性化や孤独死の防止を図る。

改正への対応イメージ

- 例えば、ホームレスが多い都市部などの地域では、シェルター事業と地域居住支援事業の両方を実施。

※ 令和６年度予算において、シェルター事業で緊急一時的な居所確保を行う場合の加算を創設。シェルター事業の利用要件（収入等）を確認できる書類を持ち合わせていない等の事情のある生活困窮者に対し、必要な支援につなぐまでの間、宿泊場所の提供等による一時的な支援を行う。

- 一方、ホームレスが少ない地域では、一人暮らしに不安を抱える生活困窮者や持ち家のない単身高齢者への居住支援のため、地域居住支援事業を優先的に実施。

※ 地域で安定的に居住を継続していくための支援が長期間にわたる場合には、現行１年の支援期間を超えて柔軟に設定し、社会資源へのつなぎ・開拓等のための時間を確保できるよう、今後、省令改正を行う。

- 国は、事業の全国実施のための体制整備や支援の質の向上を図るための指針（告示）を策定。

令和７年４月～努力義務化　← 改正ポイント

一時生活支援事業（シェルター事業、地域居住支援事業）

※令和７年４月～　居住支援事業に改称し、地域の実情に応じてシェルター事業と地域居住支援事業のうち必要な支援の実施を努力義務に。

改正ポイント　**※国は、全国実施のための体制整備や支援の質の向上を図るための指針（告示）を策定することとする。**

改正ポイント

対象者

- 一時生活支援事業（シェルター事業）：路上生活者や、終夜営業店舗等にいる一定の住居を持たない不安定居住者
- 地域居住支援事業：シェルター退所者や居住に困難を抱える、地域社会から孤立した状態にある低所得者

支援の概要

賃貸住宅への入居を断られた、
地域での一人暮らしが不安…

路上、河川敷、
ネットカフェ、サウナ、
友人宅に寝泊まりしている…

地域居住支援事業

＜入居支援・地域での見守り支援＞

①入居に当たっての支援　　※支援期間は原則１年間。
・不動産業者等への同行支援
・保証人や緊急連絡先が不要な物件、低廉な家賃の物件情報の収集

改正ポイント
対象者の状態に応じて支援期間を柔軟に延長できるよう改正予定。

②居住を安定して継続するための支援
・訪問等による居宅における見守り支援

③環境整備
・地域とのつながり促進支援
・協力を得やすい不動産事業者等とのネットワーク構築　等

シェルター事業

＜当面の日常生活支援＞

・宿泊場所や食事の提供
・衣類等の日用品を支給　等

※自立相談支援機関と連携し、住居の確保や就労に向けた支援等も実施。
※緊急一時的な支援が必要な生活困窮者に対する一時的な支援・支援先・受入れ先の調整等の実施も可。

見直しポイント　**令和６年４月～　補助体系に加算創設**

期待される効果

- シェルター事業：利用している間に、住居の確保や就労に向けた資金の貯蓄等が実現し自立が可能になる。
- 地域居住支援事業：社会的孤立を防止するとともに、地域において自立した日常生活を継続できるようになる。

拡充 一時生活支援事業の機能強化（緊急一時支援を可能とする加算の創設）等

参考

令和６年度当初予算　531億円の内数（545億円の内数）※()内は前年度当初予算額

１ 事業の目的

○ 生活困窮者には様々な要因により緊急一時的な居所確保が必要となることがあるが、一時生活支援事業の要件である収入・資産を確認できる書類を必ずしも持ち合わせていない場合がある。こうした生活困窮者に対して、必要な支援に繋ぐまでの間、宿泊場所や滞在中の食事の提供等による一時的な支援を可能とするため、一時生活支援事業において加算を創設する。

２ 緊急一時支援の加算創設の内容

【現行の事業対象者】
・住居を持たず収入・資産が一定以下の生活困窮者

⇩

【見直し後の事業対象者】
・住居を持たず収入・資産が一定以下の生活困窮者
・緊急一時的な支援が必要な生活困窮者
※原則365日受入れ対応

３ 緊急一時支援のスキーム

○ 緊急一時的な支援が必要な生活困窮者に対して、宿泊場所や滞在中の食事の提供等による一時的な支援を行うとともに、支援先・受入れ先の調整等を行う。

＜緊急一時的な対応の依頼＞

緊急一時的な支援が必要な生活困窮者 ※２

→ 相談 → 自治体 自立相談機関

→ 一時宿泊施設（シェルター）※１ （原則365日受入れ（断らない支援））

【現行の一時生活支援事業による対応】
・宿泊場所の供与、食事の提供　等

【緊急一時支援による対応】
・簡易なアセスメントによる支援先・受入れ先の調整への協力
・受入れ施設・地域の調整への協力　等

⇕

各分野の支援事業・支援機関
- 生活困窮者自立支援法に基づく支援
- 法以外の支援
- 民生委員による見守りなどインフォーマルな支援

→ 必要な支援へのつなぎ

支援先の例
・地域包括支援センター
・障害者就業・生活支援センター
・自立相談支援機関
・生活保護
・婦人相談所（女性相談支援センター）
・児童相談所

受入れ先の例
・老人ホーム
・ショートステイ
・自立支援センター
・救護施設
・婦人保護施設（女性自立支援施設）
・児童養護施設
・自立準備ホーム

※１　既存のシェルターの活用を想定
※２　具体例
　・友人宅で生活していたが同居人とのトラブルで家を追い出されたケース
　・DV被害で自宅に帰れないケース

３ 実施主体等

実施主体：都道府県・市・区等（福祉事務所設置自治体907自治体）　補助率：２／３

⑤居住支援法人との連携の努力義務の明確化

努力義務
【指定状況】
・851法人（R6.3末時点）

令和７年４月１日施行

改正の趣旨・効果

- 地域において、より効果的に住まいに関する支援を行うため、自治体は、生活困窮者自立支援制度の各事業を行うにあたって、居住支援法人との連携を図るように努めるものとする。
  - ✓ 賃貸や居住に関する専門知識を有する支援関係機関との連携により、住まい支援の強化を図ることができる。

改正への対応イメージ

- 居住支援法人は、住宅確保要配慮者の居住支援の担い手として都道府県が指定
  （法人の立上げやその活動に対する国土交通省の補助あり）

居住支援法人に指定される法人
・ＮＰＯ法人、一般社団法人、一般財団法人
・社会福祉法人
・居住支援を目的とする会社（不動産事業者等）

居住支援法人が行う業務
・セーフティネット住宅の入居者への家賃債務保証
・住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供・相談
・大家に対する必要な情報提供
・見守りなど住宅確保要配慮者への生活支援
　※居住サポート住宅で見守り・安否確認サービスを行う場合もある
・住宅確保要配慮者からの委託に基づき、死亡時の賃貸借契約の解除、残置物処理等を行うこと

考えられる連携の例

居住支援を依頼	支援依頼したケースの支援調整会議への参加を依頼	支援会議の構成員として参画を依頼	自立相談支援機関の住まい相談に関する（再）委託先に	地域居住支援事業の委託先に

- 居住支援法人による居住支援（入居中の支援等）は、高齢者、生活困窮者、障害者等の福祉サービスとの関連性が高いことから、都道府県による居住支援法人の指定審査・監督業務については、新たに福祉部局も担う。
  【ＳＮ法改正施行日（公布の日（令和６年６月5日）から１年６月を超えない範囲で政令で定める日）～（検討中）】

2（2）家賃の低廉な住宅への転居支援の創設

必須事業

①（住居確保給付金）家計改善のための家賃の低廉な住宅への転居費用補助の創設

改正の趣旨・効果

令和７年４月１日施行

- 住居確保給付金を拡充し、家賃の低廉な住宅への転居のための初期費用を補助
  - ✓ 家賃負担の軽減に伴い家計が改善することにより、経済的自立と安定した住まいを確保する。

改正への対応イメージ

＜対象者＞

- 収入が著しく減少し、家計改善のため、転居により家賃負担等を軽減する必要がある生活困窮者であって、支給要件（現行の家賃補助の収入・資産要件を参考に検討中）を満たす者

※ 例：配偶者と死別し世帯の年金収入が減少した高齢者、疾病等で離職し就労収入を増やすことが難しい者 等

※ 現在より家賃の低い物件に転居する場合ほか、家賃負担が多少上がっても、通院先への交通費負担が軽減される場合や、持ち家を修繕する負担が大きい場合等、家計全体の改善に資する転居を支援

※ 求職活動要件は「なし」とする予定

【参考】現行の家賃補助の収入・資産要件

収入要件：市町村民税均等割非課税の水準＋家賃額

資産要件：市町村民税均等割非課税の水準の６か月分で、100万円を超えない額

＜支給額＞

- 転居先への家財の運搬費用や礼金など、初期費用として必要な最低限の経費（対象経費や上限額は検討中）

＜支援の流れのイメージ＞ ※自治体をまたぐ転居の場合は、転居元の自治体が給付金を支給し、転居先の自治体に情報を引き継ぐ

相談 → 家計改善支援 → 家計状況を踏まえ、転居後の家賃額の助言 → 転居先探し等の支援 → 費用見込みの確認 → 給付の振込み → 転居 → 実際の支出額の確認

※転居先の大家、引越し運送事業者等に対し、転居先の住宅の状況や当該住宅の確保に関する事項について報告を求めることができる

必須事業

住居確保給付金（現行）

【実績】・新規申請27,169件
・新規決定24,272件、特例再支給決定13,518件
・支給済額77.2億円　　　（いずれもR4速報）

参考

対象者

住居を失うおそれが生じている以下①または②の者であって、支給要件・求職活動要件を満たすもの
① 離職・廃業後２年以内の者（当該期間に疾病等やむをえない事情があれば最長４年以内）
② 自己の責めによらず収入が減少し、離職・廃業と同程度の状況にある者

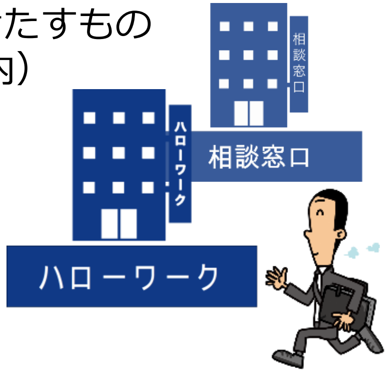

＜支給要件＞

〇収入要件：市町村民税均等割非課税の水準（特別区では単身8.4万円、２人世帯13万円）＋家賃額
〇資産要件：市町村民税均等割非課税の水準の６か月分で、100万円を超えない額
（特別区では単身50.4万円、2人世帯78万円）

〇求職活動要件：原則、①による求職活動を行う。ただし、一定の要件の下、②による取組みも可とする。
① 公共職業安定所または地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口に求職の申込みをし、求職活動を行う。
② 公的な経営相談先へ経営相談の申込みをし、その助言等に基づき業務上の収入を得る機会の増加を図る取組を行う。

支援の概要

＜支給額＞　家賃額（住宅扶助額を上限）　※特別区では単身5.4万円、２人世帯6.4万円

＜支給期間＞　原則３か月（求職活動等を行っている場合は３か月延長可能（最長９か月まで））

期待される効果

- 住まいの安定を確保することにより、安心して求職活動に取り組むことができ、就労を実現することができる。

参考

相談窓口（「住まい支援センター」）の設置パターン

パターン	自治体	相談窓口	重層の活用	物件所有の有無	事例
①行政 ＋民間機関連携型	岡崎市	住宅計画課が設置した居住支援協議会相談窓口 ＋自立相談支援機関（福祉相談課が委託）	○		単身高齢者
	半田市	自立相談支援機関 ＋社会福祉協議会（居住支援法人・地域包括センター・障害者相談支援センター・多機関協働事業）	○	公営住宅シェルター	母子世帯
	大牟田市	市住宅建築課が居住支援法人に委託		公営住宅シェルター サブリース	ひとり親・虐待
	輪島市	自立相談支援機関＋社会福祉法人			障害者・単身
②居住支援法人型 ア 福祉系	北九州市	居住支援法人（地域福祉推進課が委託）		サブリース	単身高齢者
	仙台市	居住支援法人（自立相談支援機関も受託）		サブリース	高齢者・ホームレス
	宮城県	居住支援法人（自立相談支援機関も受託）		サブリース	生活困窮者
②居住支援法人型 イ 不動産系	座間市	居住支援法人（地域居住支援事業も受託）		サブリース	若年・障害疑い
③民間育成型	宇和島市	ＮＰＯセンター（福祉課・危機管理課が機能を移管）	○		7040世帯
④自治体直営型	伊丹市	自立支援課（自立相談支援機関を直営で実施）			ひとり親・多子世帯
⑤居住支援協議会型	大牟田市	（居住支援協議会主催で空き家相談会を実施）			

（資料出所）一般社団法人北海道総合研究調査会「令和５年度老人保健事業推進費等補助金老人保健健康増進等事業
地域共生社会づくりのための「住まい支援システム」構築に関する調査研究事業　＜報告書概要＞」
（令和６年５月）

報告書全体はこちら▶

岡崎市「住まい支援システム」イメージ図

○ 住宅セーフティネット制度を所管する住宅計画課が設置した既存の居住支援協議会の住まいサポート窓口のほかに、ふくし相談課内にある生活困窮者自立相談支援事業所（委託）の中に新たに住まい支援センターの機能を付加し、2つで「住まい支援センター」とする。

○ 生活困窮者自立相談支援事業所に居住支援員を配置するとともに、重層的支援体制整備事業の多機関協働事業（ふくし相談課直営）に「住まい」分野を位置づけ、重層的支援会議を活用して、支援プランを決定している。

○ 市が、第三者による支援を必要とする高齢者等に対し、身元保証・日常生活支援・死後事務などの必要なサービスを提供できる信頼性の高い民間事業者を公募し採択（ずっとあんしん生活支援事業）。また、福祉事業者と不動産事業者の意見交換の場を設ける。

相談者（生活課題、住まい課題の相談等）

相談　相談

包括的相談体制

- 高齢
- 障害
- 生活保護
- 子ども
- 保健所
- 教育

情報共有

住まい支援センター

- 住まいサポート窓口（住宅計画課＝協議会事務局）
- 生活困窮（社会福祉法人・住まい支援センター機能）
- 居住支援員
- 相談支援包括化推進員（多機関協働：直営）
- 重層的支援会議（住まい調整会議）

情報共有

居住支援団体

居住支援協議会

- 協力大家・不動産事業者
- 社会福祉協議会
- 居住支援法人

協力

【既存の制度・サービスの活用、新たなサービスの創出】

入居マッチング
- 住まいサポートおかざきを介した民間賃貸住宅等
- 一時生活支援事業、住居確保給付金等によるつなぎ支援　など

ずっとあんしん生活支援事業
- 権利擁護、死後事務（葬儀、残存家財処分、行政手続等）、相続、不動産処分　など

日常生活支援
- 高齢、障害、その他制度サービス利用　など

伴走支援
- インフォーマルサービス等社会参加支援
- 重層事業を通じた地域へのつなぎ　など

【新たな取組み】

ずっとあんしん生活支援事業

死後事務、遺言作成など複数の民間事業者が得意分野を生かして実施

福祉事業者と不動産事業者との連携強化
- 居住支援フォーラム、勉強会の開催
- 住宅管理会社への個別ヒアリングの実施

岡崎市　支援事例

タイプ

単身高齢者

事例を読む視点

- 家主がアパートを取り壊す予定で退去を求められているが、転居先が決まらない。
- 病院のMSWからの連絡で相談につながったケース。
- 病気をもった単身高齢者に対して死後事務等の先を考えた支援、地域包括支援センター等との連携がポイント。

事項	概要
事例概要（基本情報・相談内容）	• 70代、男性、単身 • 抗がん剤によるがん治療中。 • 住んでいたアパートが老朽化し、建て替えのため退去を求められた。高齢の兄弟に緊急連絡先を頼んでいたが、高齢のため断られた。不動産屋に行ってみたが、物件が見つからない。 • 通院中であり、転居するなら病院の近くにしたい。
相談経路	• 通院している病院のMSWから住まいサポート窓口（住宅計画課）に連絡があり相談受付
支援員の判断（見立て）	• 高齢で持病がある。転居を機会に車を手放すことを考えており、通院に便のよいところを希望。基礎年金のみだが、預金があり、今のところ金銭に心配はない。 • 要介護認定は受けていないが、転居後の生活に心配があり、地域包括支援センターにつなぐ。
プラン内容	• 入居先：居住支援法人を通じて賃貸住宅に入居が決まる （入居支援） ➢ 物件紹介、引っ越し業者の紹介 ➢ 緊急連絡先の紹介 （居住継続支援） ➢ 居住支援法人による、単身高齢者見守り訪問（月１） ➢ 民生委員による、声かけ訪問（月１）・地域包括支援センターの見守り ➢ 居住支援法人による、死後事務、家財処分、葬儀・埋葬等の支援契約
その後の経過（モニタリング）	• 住まいが確保され、治療が継続している。地域包括支援センター、病院のMSWとの情報共有が始まった。

経　緯

R5.8月
相談受付

R5.8月
入居決定

R5.9月
転居支援
の提供

R5.10月
モニタリング

半田市「住まい支援システム」イメージ図

- 住まいの相談支援機能を市と社会福祉協議会が連携し、実施。社協は、地域包括センターや障がいの相談支援センター、重層的支援体制整備事業（多機関協働事業）も受託している。多機関協働事業の重層的支援会議を活用して、支援プランを決定している。
- 居住支援協議会を設立し、事務局は市と社協で担っている。
- 物件情報収集の仕組みを検討する。サブリースや公営住宅活用シェルターなど新たな取組を開始する。

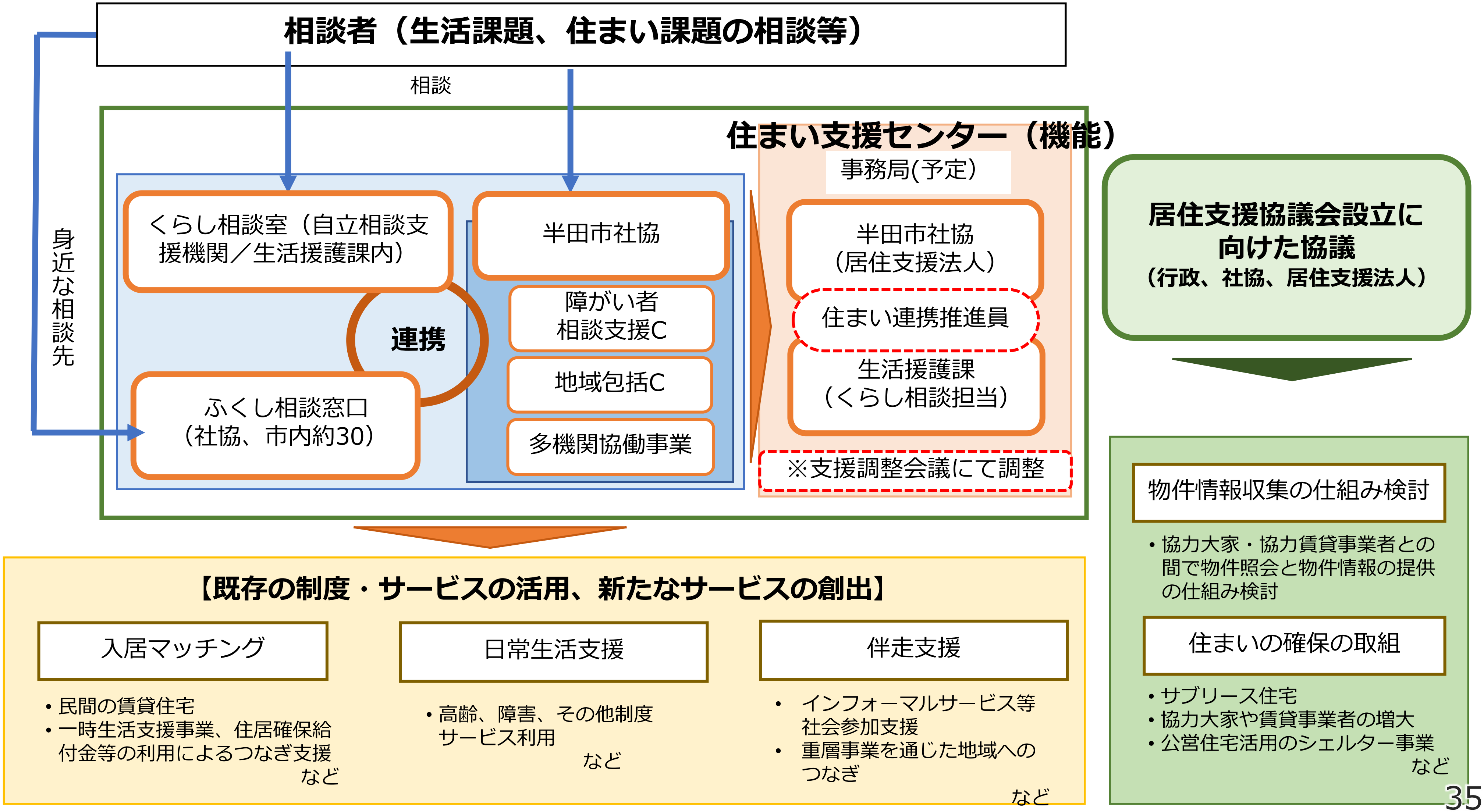

半田市　支援事例

タイプ

母子世帯

事例を読む視点

- 失業、経済的困窮、本人のうつ、子どもの課題など3年前から社協が関わっており、状況の把握と対応の必要性を迅速に判断できたことがポイント。
- 生活保護からの自立を目指し、生活保護課と障害相談支援を中心に、関係機関で世帯の生活課題に対応するなど将来に向けた関係機関との連携がポイント。

事項	概要
事例概要（基本情報・相談内容）	• 40代、女性、夫とは別居中、子ども2人 • R2年11月、社協でコロナ特例貸付の相談を受ける。夫と別居状態（その後離婚成立）、長男の非行、長女の不登校などがあり、R4年、本人がうつ病の診断を受ける。 • うつ症状悪化により、休職から離職となり、フードバンクなど継続的に支援をしてきたが、失業手当が終了する時期になり、仕事探しや子どもへの対応、家賃の低い賃貸住宅への転居など困りごとが重なっている。
相談経路	• 本人が社協のふくし相談窓口に来所し、様々な相談をした。窓口担当者から住まい連携推進員に対し住まいに関する支援依頼があった。
支援員の判断（見立て）	• コロナ禍や体調不良により失業、その後失業給付や住居確保給付金などを活用してきたが、基本的な課題は解決できず、生活保護と障害年金を受けながら生活の立て直しが必要。本人は生活保護を受給したくない意向があるが、給付の脱却を目指して生活改善を進めることが必要（生活保護と障害者相談支援で対応）。 • 子どもにもそれぞれ支援者があり、情報共有しながら、世帯全体を支える。 • まずは病状の安定が必要（医療機関MSWと情報共有）。
プラン内容	• ようやく生活保護申請を納得し、居住支援法人経由で賃貸住宅入居が決定 （入居支援） ➢ 賃貸の手続き支援 ➢ 転居支援 （居住継続支援） ➢ 生活保護と障害者相談支援を中心に、学校など関係機関で情報を共有し支援
その後の経過（モニタリング）	• 当面家賃の心配はなくなったが、課題解決には至っていない。

経　緯

- R2.11月 コロナ特例貸付
- R5.3月 住まい相談受付
- R5.8月 生活保護申請同意
- R5.10月 最後の失業給付受取。ほぼ同時に転居先決定。

大牟田市「住まい支援システム」イメージ図

- ○ 住まいの相談支援機能を居住支援協議会の合同事務局として設立したNPO法人に委託。
- ○ 居住支援協議会の取組みとして、同NPOと建築住宅課が中心となって、住宅要配慮者からの入居相談から入居マッチング、日常生活支援、伴走支援を行っている。
- ○ 地域課題である空き家対策と居住支援を一体的に取組むため、空き家の実態把握、所有者の意向確認、活用策の検討・実践を行政施策として位置付けて展開している。

相談者（生活課題、住まい課題の相談等）

相談　相談

大牟田市居住支援協議会（すみよかネット）

各校区社協

民生委員・
児童委員協議会

NPO法人

民間不動産事業者

など

共有・
つなぎ

合同事務局

住まい支援センター（機能）

NPO法人
大牟田ライフサポートセンター
（居住支援法人）

住まい連携推進員

委託　連携

建築住宅課

共有・
つなぎ

福祉課

こども家庭課

地域包括
支援センター

大牟田市
社会福祉協議会

福祉関連団体

不動産関連団体

学識経験者

法的機関

【既存の制度・サービスの活用、新たなサービスの創出】

住まいの確保

- 空き家調査等による活用可能な物件確保
- 空き家相談会の開催
- 所有者の理解啓発

など

入居マッチング

- 空き家活用の仕組み整理
- 不動産事業者等との関係づくり
- 緊急連絡先、身元保証、死後事務の相談

など

日常生活支援

- 高齢、障害、その他制度・サービスへのつなぎ
- 電話、訪問による見守り　など

伴走支援

- 引っ越支援、生活相談、死後事務など
- インフォーマルサービス等の社会参加支援

など

普及啓発

- 住宅分野・福祉分野における市内関係機関や、全国自治体などに対する居住支援施策の普及・理解促進（サミット開催）　など

空き家活用

- 所有者との調整のほか、要配慮者に対する空き家活用による入居支援から生活支援までの手続き等のモデルケースの整理　など

大牟田市　支援事例

タイプ

ひとり親・虐待

事例を読む視点

- **実父から子への虐待により実家で暮らし続けることが困難なひとり親のケース。**
- **転居費用が捻出できないため、大牟田市居住支援協議会で確保している初期費用が安価な空き家への入居支援を実施。**
- **生活環境を分離したことにより、本人・子どもと実父との関係性が改善されたことがポイント**

事項	概要
事例概要（基本情報・相談内容）	• 20代、男性、子ども（長女・長男）との3人暮らし • 離婚を機に長女・長男を連れて両親がいる実家に戻ったが、長男に対する実父の虐待があった。 • 親子3人で暮らせる住まいへの転居を希望するが、元妻から預金を引き落とされており転居費用を捻出できない。
相談経路	• 自治体と社協から住まい支援センターに支援依頼があり、本人来所により相談対応。
支援員の判断（見立て）	• 子どもの精神的にも早急に実家を出て親子3人で暮らせる住まいが必要。 • 子どもがまだ小さいため、子ども家庭課と情報共有し、転居後の育児面でのサポートも必要。 • 転居に係る初期費用を自力で準備できず、両親からの経済的な支援も見込めないため、大牟田市居住支援協議会が運営する空き家情報サイト（すみよかネット）に登録している物件紹介により、初期費用がかからない安価な物件への入居を促す。
プラン内容	（入居支援） ➢ 物件紹介・内覧同行（すみよかネットの空き家物件に入居。） ➢ 緊急連絡先の引き受け ➢ 引っ越し時の搬出・搬入支援（提携している引っ越し業者の紹介） （居住継続支援） ➢ 月1回の生活状況の確認（定期報告書の作成と適宜対応）
その後の経過（モニタリング）	• 実父との生活環境を分離したことで子どもたちの精神面は安定しており、親子3人で実家に夕飯を食べに行くなど、家族の再構築もみられる。 • 仕事、育児、家事など本人の負担が大きくなっており、本人に対する継続サポートが必要。

経　緯

- R５.9月　相談受付
- R5.10月　転居
- R5.11月　住まい支援後のモニタリング

輪島市「住まい支援システム」イメージ図

○市福祉課やくらしサポートわじま（生活困窮者自立支援事業所）に寄せられる相談の中で住まい課題がある事例、社会福祉法事佛子園で把握される住まい課題をもつ対象者に対して、住まいの視点からアセスメントを実施。地域の住まい課題を把握する。

○空き家活用ワーキングを立ち上げて、佛子園が運営する、市内に点在する空き家を活用した居場所づくりを参考に、空き家を活用した障害者の住まい確保の方策を、検討する。

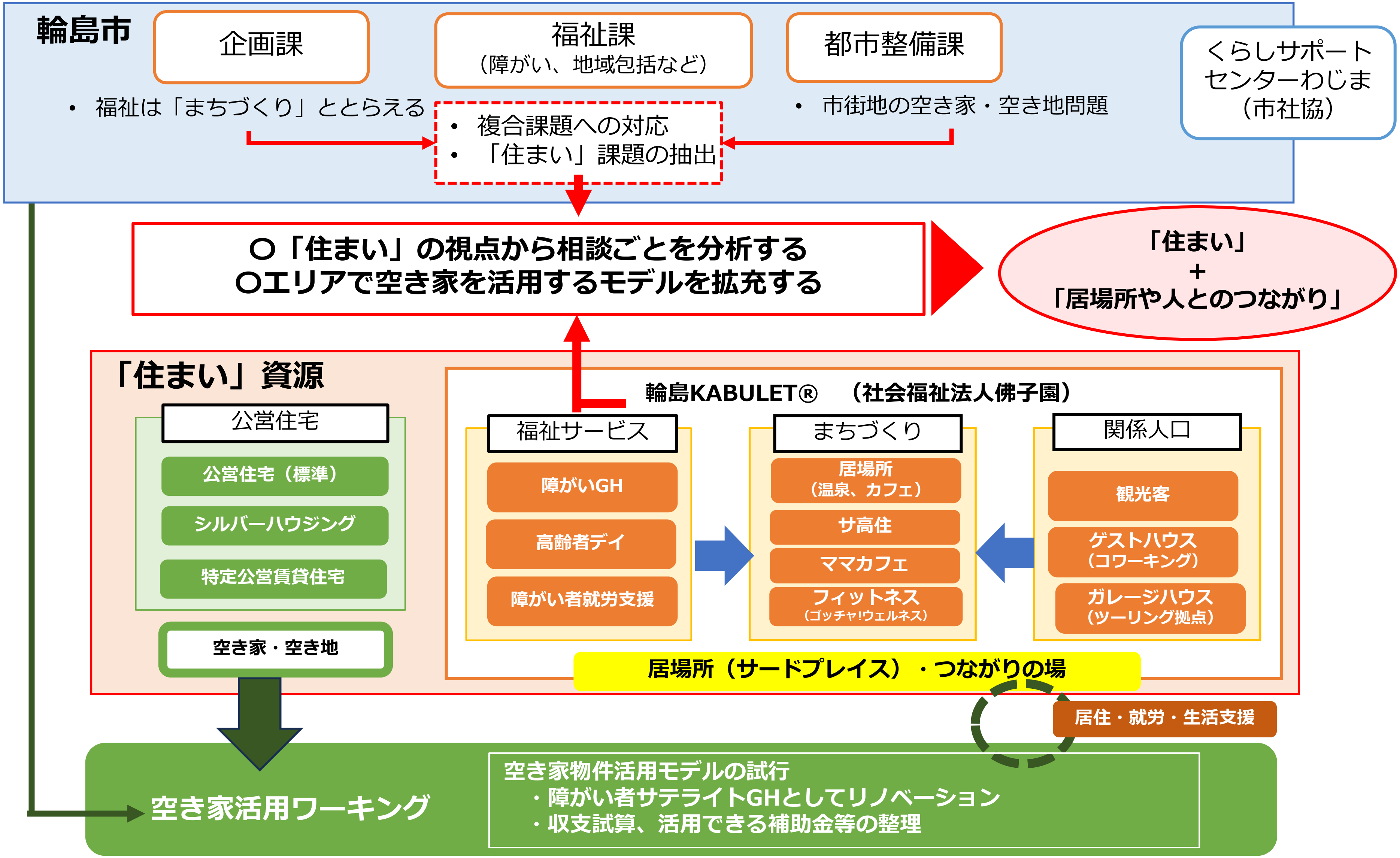

輪島市　支援事例

タイプ

障害者単身

事例を読む視点

- 緊急性があり、障害グループホームへの入居による安心の確保
- くらしサポート、福祉課、佛子園の3者が状況を確認し、生活全般を支援
- 支援方針として、今後のアセスメントは、時間をかけて、適性を見出すこと

事項	概要
事例概要（基本情報・相談内容）	• 30代、男性、単身 • 母とは離別、父とは死別。弟が他市におり、連絡は取れる状況。 • 高校卒業後、他市で就職したが、馴染めず帰郷し、アパートで一人暮らし。父親の自死後、精神状態が不安定で、双極性障害の診断がある。 • 障害年金を受給しつつ、引きこもり状態。社協との相談・食糧支援等を受けていた。
相談経路	• 本人が生活に不安を感じ、社協（くらしサポート）に相談。福祉課に、本人が障害年金の手続きを怠り、受給停止になった、と、情報提供と相談。
支援員の判断（見立て）	• 部屋の中はゴミ屋敷状態で、床などの腐敗が進み、長期に住める状況ではない。 • 障害に起因する生活能力の乏しさがあると考えられ、生活能力の獲得が必要。
プラン内容	• くらしサポート、福祉課、佛子園の情報共有と連携で支援 （入居支援） • グループホームへの入居 （入居継続支援） • 障害年金復活までに生活保護を申請 • 適性に応じた仕事を探す • 居場所に通う • 生活時間や家計管理を覚える • 通院支援
その後の経過（モニタリング）	• グループホームに入居し、落ち着いた様子。 • これまで家賃滞納があり、返済等の整理を一緒に考える。

経　緯

- R5.8月 相談受付
- R5.9月 グループホームへの入居
- R5.9月 モニタリング

北九州市「住まい支援システム」イメージ図

○ 住まいの相談支援機能を居住支援法人であるNPO法人に委託。同NPOはさまざまな困難を抱える対象者に対して住まいや就労などの支援を行っており、独自でサブリース物件を確保・運営している。

○ 住まい支援センターに専属の3名の住まい連携推進員を配置し、市が区ごとに設置する直営の「いのちをつなぐネットワーク」（自立相談支援機関）などと連携して、住まいに関する相談、関係機関との支援調整などに対応する。

○ 北九州市居住支援協議会が有するネットワークを生かして、市内の低廉物件を把握するための調査と福祉関係者との研修会を実施する。

相談者（生活課題、住まい課題の相談等）

相談 → 行政　／　相談 → 住まい支援センター

行政
- 各区いのちをつなぐネットワーク（自立相談支援機関/地域福祉推進課）
- 地域包括支援センター
- 子ども
- 生活保護
- 障害
- 住宅計画課
- 多文化共生
- 更生保護施設

委託 →

住まい支援センター
- 認定NPO 抱樸（居住支援法人）
- 住まい連携推進員（3名）
- 住まい調整会議

← 連携 →

北九州市居住支援協議会（事務局：住宅計画課）
- 居住支援法人連絡協議会

【既存の制度・サービスの活用、新たなサービスの創出】

住まいの確保
- 公営住宅
- 支援付き住宅（プラザ抱樸）
- 民間の賃貸住宅
- ｾｰﾌﾃｨﾈｯﾄ登録住宅
- 日常生活支援住居施設
- 社会保障に資する新たな住まいの創出（サブリース）　など

入居マッチング
- 不動産事業者との関係づくり（抱樸によるネットワークの活用）
- 市空き家バンク
- 廉価物件開拓

など

日常生活支援
- 見守り、相談
- 家族機能
- 高齢、障害、困窮、その他福祉サービスへのつなぎ
- 大家の相談
- 近隣住民相談

など

参加・つながり
- 自治会・校区社協などによる「地縁」
- NPO法人による参加の場（希望のまちなど）
- 住民の支え合い
- 地域の支え合い（互助会）

など

低廉物件の把握
- 低廉物件の発掘とマッチングの仕組みの検討

研修会の開催
- 不動産事業者と福祉関係者の合同研修会
- 居住支援法人の活用検討など

北九州市　支援事例

タイプ

単身高齢者

事例を読む視点

- 本人から連絡を受けた親族（甥）が様子の変化に気づいて住まい支援センターに相談。
- 同居人が家から出ていったことで孤立状態と生活苦に陥った高齢者のケース。
- 年金収入で生活が可能な低廉物件への入居支援による生活の安定化と、親族からの見守りとデイサービス利用による孤立感の解消を一体的に図った支援がポイント。

事項	概要
事例概要（基本情報・相談内容）	• 80代、女性、単身 • 甥宛に本人（叔母）からお金の無心があった事で生活苦と気づき、甥が住まい支援センターに相談連絡。 • 本人と同居していた娘がパートナーを作って出ていき一人暮らし。娘にコンタクトをとるも娘からストーカー扱いされ警察から事情聴取を受ける等により、孤立状態となり引きこもるようになった。 • 年金収入に対して家賃が高いことから転居を希望している。
相談経路	• 甥が住まい支援センターに来所し本人への支援依頼があった。
支援員の判断（見立て）	• 同居していた娘が出ていったことにより寂しさを感じるとともに、生活苦となり家賃負担が大きくなった。 • 年金収入で生活が可能な家賃の物件を探して入居支援を行う。 • 孤立対策として地域とのつながりを確保するためにデイサービスの利用を斡旋する。 • 甥の近隣に住むことが可能な低廉家賃の物件を探し、甥から見守りの協力をとりつける。
プラン内容	（入居支援） ➢ 甥宅の近隣物件の紹介 ➢ 内覧同行 （居住継続支援） ➢ 住まい支援センターによる定期・随時の見守り、安否確認、緊急時対応による生活支援 ➢ デイサービスの利用斡旋、受け入れ先との調整
その後の経過（モニタリング）	• 初回相談から約3カ月後に新たな入居先（民間賃貸物件）が転居し、生活と精神的に安定した。

経　緯

- R５.４月 相談受付
- R5.7月 転居
- R5.8月 住まい支援後のモニタリング

仙台市「住まい支援システム」イメージ図

○生活困窮者自立支援事業を委託されている一般社団法人（居住支援法人）が住まい支援センターとしての役割を担う。
○生活支援員と居住支援員をそれぞれ配置し、相談者に対応する。行政や関係機関と連携しながら、自立、居住、就労を支援。
○居住支援法人が住まい支援調査委員会を設置し、転居後の対象者の課題と対応を把握し、貸しやすさ、借りやすさを具体的に検討。また、空き屋活用のシミュレーションを行う。

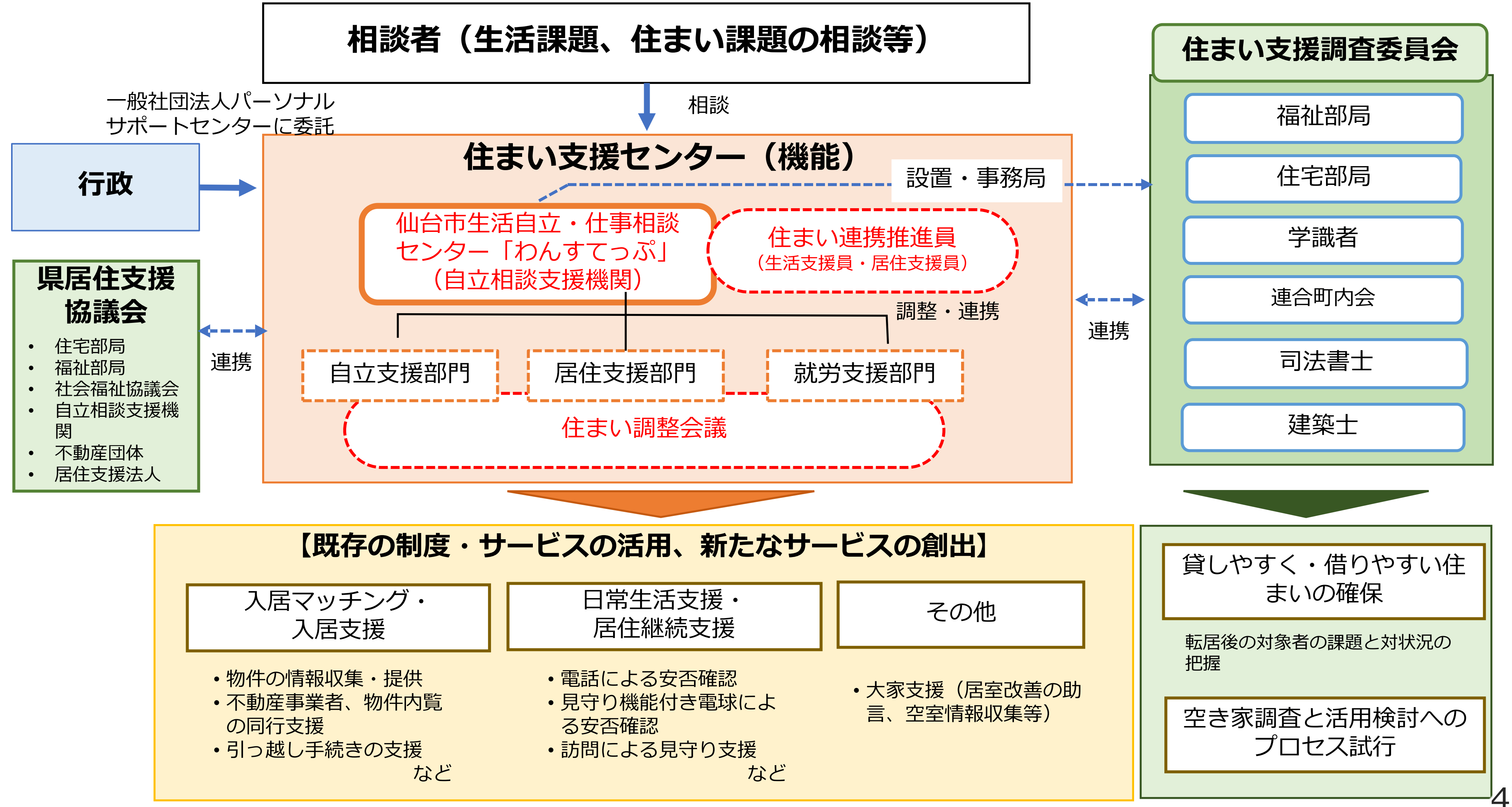

仙台市　支援事例

タイプ
高齢者・ホームレス

事例を読む視点

- **病気・障害のある高齢者がホームレス状態から脱却し、生活の安定を求める事例。**
- **住居の確保、生活保護の申請、安定した治療、介護・福祉サービスの利用を支援。**
- **複数の課題を抱える相談者に対し、支援機関がネットワークを駆使して必要な支援を行い、生活の安定に向けた環境整備を図った点がポイント。**

事項	概要
事例概要（基本情報・相談内容）	• 60代、女性、単身 • 10代の頃より出生地を離れ、ホームレスを経験するなど居住環境が落ち着いていない。 • 支援者に恵まれ、10年程度、居住を継続できていたこともある。 • 実家とは疎遠で、迷惑をかけたくないので、緊急連絡先をお願いできない。 • 糖尿病を患っており、治療を希望。東京都発行の療育手帳も持っている。 • 生活保護を申請し、住まいを確保し、生活を安定させたい。
相談経路	• 本人の来所、相談支援機関（青葉区保護課）からの情報。
支援員の判断（見立て）	• 緊急連絡先の協力が得られないため、単身でのサブリース入居を検討し、支援を行う。 • 年齢と病状から、しばらくは就労が見込めず、生活保護の受給を進める。 • 療育手帳も持っていることから、障害福祉サービス、介護福祉サービスの利用を要する。
プラン内容	（入居支援） ➢ シェルターの利用を経て、サブリース物件への入居を支援 （居住継続支援） ➢ 生活保護に至る過程への同行 ➢ 安定的な糖尿病の治療、障害・介護福祉サービスへのつなぎ
その後の経過（モニタリング）	• 孤立の解消を目標とする。 • 医療や福祉サービスの繋がりを支援し、居住環境を整えていく。

経　緯

- R5.5月　相談受付
- R5.5月末　シェルターの利用
- R5.7月　生活保護適用
- R5.7月　サブリース物件に転居完了
- R5.7月　モニタリング

宮城県「住まい支援システム」イメージ図

○生活困窮者自立支援事業を委託されている一般社団法人PSC（居住支援法人）が住まい支援センターとしての役割を担う。
○生活支援員と居住支援員をそれぞれ配置し、相談者に対応する。関係町村や関係機関と連携しながら、自立、居住、就労を支援。
○居住支援法人が住まい支援調査委員会を設置し、町村部にも居住支援の必要性の理解を諮るため宮城県居住支援セミナーを開催、また、町村部に多い一軒家の空き家活用改修モデルプランを作成する。

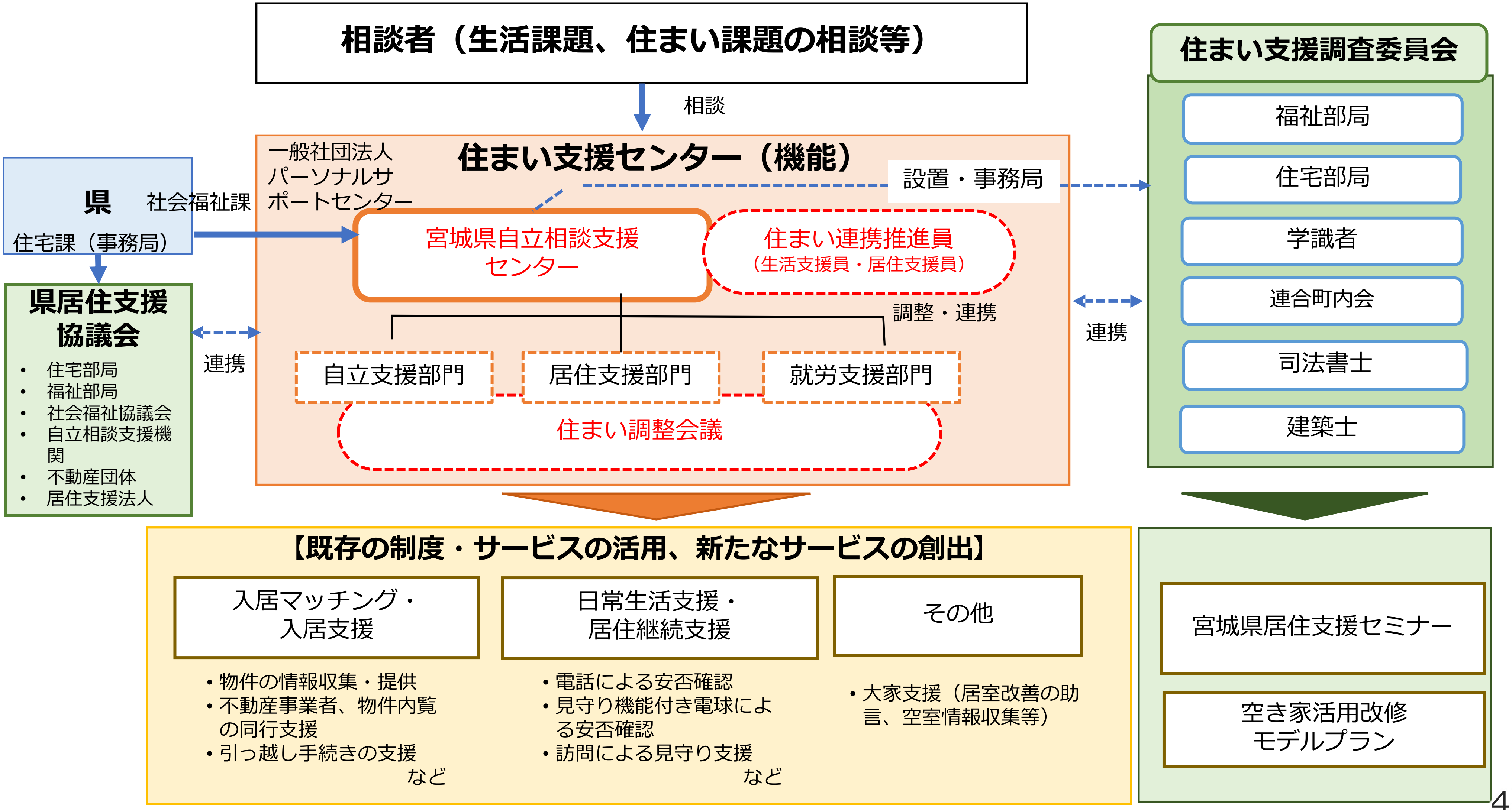

宮城県　支援事例

タイプ

生活困窮者

事例を読む視点

- 雇い止めによる会社の寮からの退去により、就労と住まいを同時に失ったケース。
- 住まい支援の緊急度が高い事例。
- 生活支援員との信頼関係が徐々に築かれ、自分の希望を話すことができるようになったことがポイント。

事項	概要
事例概要（基本情報・相談内容）	• 40代、男性、単身 • 派遣の仕事で寮に入っていたが、雇い止めとなって寮を退去。車中泊を続けている。 • 家族はおらず、親類との交流もなく、実家もないことから帰る先がない。 • 所持金もガソリンの残りも少なく、早急に就労と住まいを確保し、安心して生活できるようにしたい。
相談経路	• 本人が仙台市生活自立・仕事相談センター「わんすてっぷ」に来所
支援員の判断（見立て）	• 仕事と住まいを同時に失い、頼る先もなく、精神的にも疲弊している状態。 • 車上生活中のため、即時シェルター入居とする。 • 就労体験等を通じて本人のスキルの見極め、就労先を探すこととする。
プラン内容	（入居支援） ➢ シェルター入居（仙台市生活自立・仕事相談センター「わんすてっぷ」） （居住継続支援） ➢ 就労スキルの見極め、就労先の確保（仙台市生活自立・仕事相談センター「わんすてっぷ」）
その後の経過（モニタリング）	• シェルターからの早期退所を希望している。 • 手先が器用で組み立て作業等の仕事を希望している。

経　緯

- R5.6月 相談受付
- R5.6月 シェルター入居
- R5.7月 就労体験開始
- R5. 8 月 モニタリング

座間市「住まい支援システム」イメージ図

○ 生活困窮者自立支援制度に基づく一時生活支援事業・地域居住支援事業の委託先である居住支援法人に住まい支援センターを設置。

○ 座間市居住支援協議会の専門部会として「住まい支援システム専門部会」を設置。福祉関係者と不動産事業者等がお互いの役割・事業を知るための意見交換会・勉強会等の開催を通じて、大家の安心確保方策について検討し、協力可能な不動産事業者を増やすことを目指す。

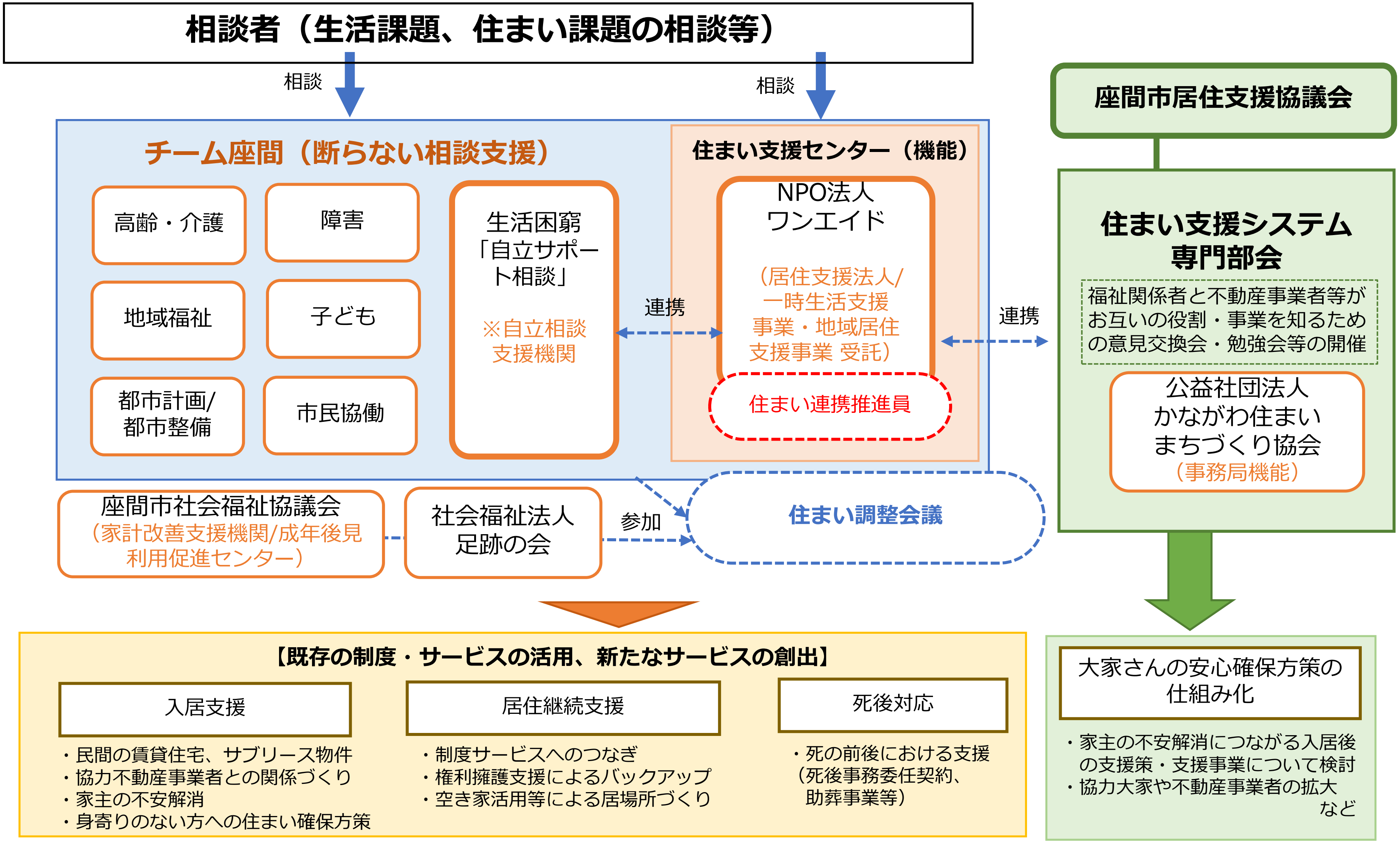

座間市　支援事例

タイプ

若年・障害疑い

事例を読む視点

- 生活困窮者自立支援制度による一時生活支援事業利用後の住まい探し。
- 若年層で家族と疎遠、発達障害の疑いがあり仕事を転々として社会的に孤立。
- NPOである住まい支援センターの実務面を支える不動産会社のサブリース物件を紹介し、孤立しないようセンターによる継続的な関わりを行うサポート体制がポイント。

事項	概要
事例概要（基本情報・相談内容）	• 20代、男性、単身、実家（母親）とは疎遠。 • 派遣先の寮に住んでいたが職場でのトラブルにより退職、寮を退去することとなる。市の生活困窮者自立相談支援窓口につながり一時生活支援事業を利用、アパートに入居。 • 生活保護申請。一時生活支援事業の期限が近く、今後の住まいを探す必要がある。 • 発達障害の疑いあり。コミュニケーションが苦手で仕事を転々としてきた。できる限り自立した生活がしたいと希望するが、精神的に不安定な時がありひきこもる傾向が強い。
相談経路	• 本人が生活困窮者自立相談支援窓口（市直営）に相談。
支援員の判断（見立て）	• 発達障害の疑いがあり、通院中。一時生活支援事業の利用期限が近く、また本人の検査費用の支給が必要なため、早めに住まいを確保する必要がある。 • 精神的な落ち込みがあるとひきこもる傾向が強いため、今後も住まい支援センターとの関わりを継続できるようサブリース物件を紹介する。
プラン内容	• 入居先： ㈱プライム（住まい支援センターを不動産仲介の実務面で支える）のサブリース物件 （入居支援） ➢ 物件の紹介、内覧同行・賃貸借契約時の立会い ➢ 緊急連絡先の確保・引受 （居住継続支援） ➢ 孤立しないよう継続的な介入（近況報告を聞く、話し相手） ➢ 生活保護を受けながら生活を立て直し、就労に向けた環境を整える（市の自立相談支援機関、生活保護ケースワーカーと連携）
その後の経過（モニタリング）	• 入居先が決まり、住まいを確保。精神的に不安定になるとひきこもる傾向にあるため、継続的に声かけ等を行いながら、自立相談支援機関と連携して就労に向けた環境を整える。

経　緯

- R5.2月 相談受付
- R5.3月 入居決定 転居

宇和島市「住まい支援システム」イメージ図

○豪雨被害後、福祉課と危機管理課が市内不動産と連絡をとっていたつながりを市内のNPOセンターに機能として移管する。
○NPOセンターの職員を中心に、アセスメント情報の集約を図り、重層的支援体制の中に位置付ける。
○重層的支援体制のもとに居住支援ワーキングを設置し、不動産事業者と福祉関係者の合同勉強会、意見交換会を開催し、次年度、居住支援協議会の設置を目指す。

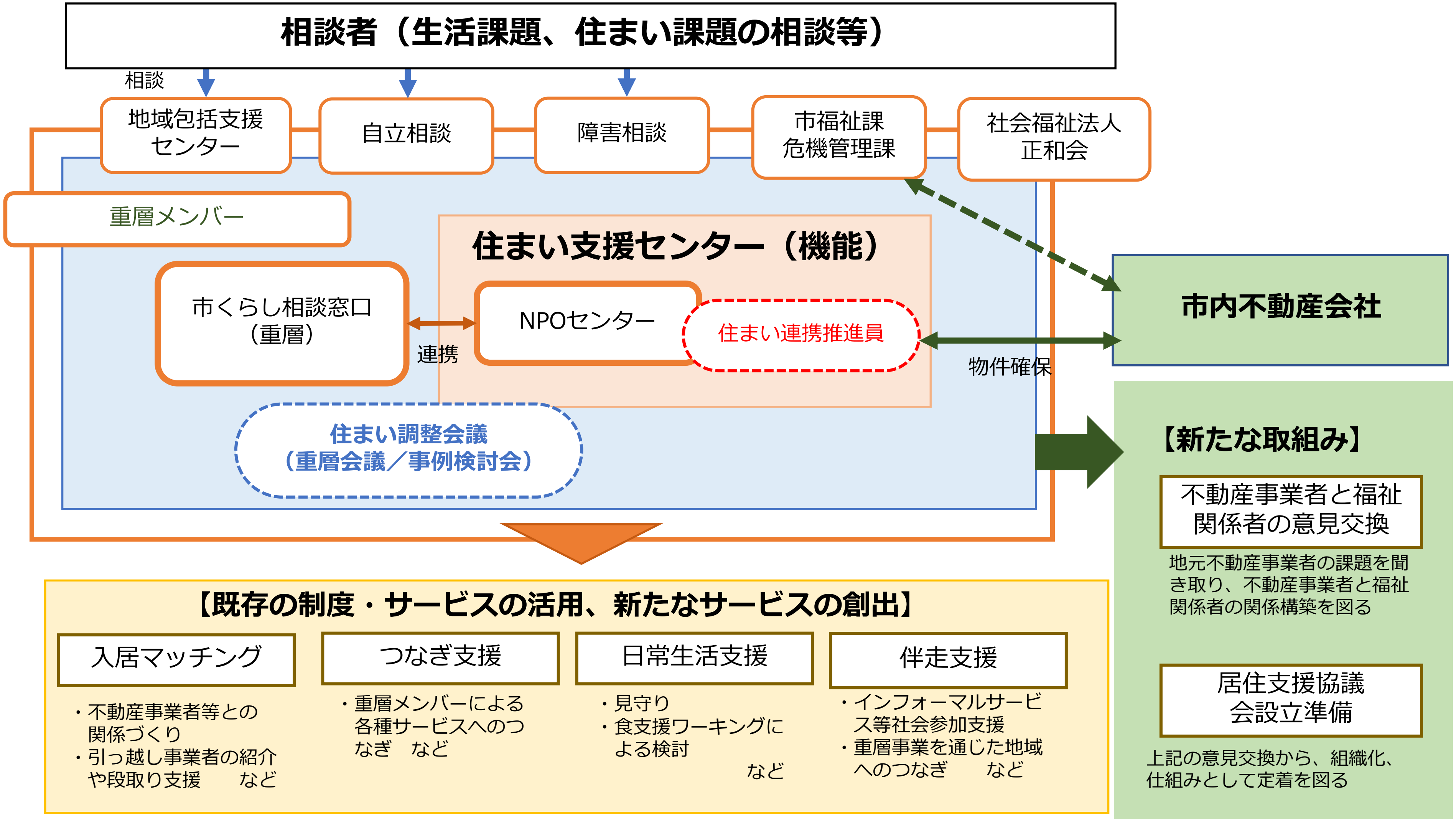

地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム事業を活用した検討推進

宇和島市　支援事例

タイプ

7040世帯

事例を読む視点

- 自宅の老朽化がひどく、売却して賃貸アパートに転居希望も不動産事業者に断られる。
- 不動産事業者からアドバイスを受け、福祉課へ相談したケース。
- 高齢女性とひきこもりの息子の世帯に対して、生活保護課、保健師、重層メンバーの連携がポイント。

事項	概要
事例概要（基本情報・相談内容）	• 70代、女性、40代のひきこもりの息子と2人暮らし • 自宅の老朽化が激しく、住めない状況になってきたため、自宅を売却し、賃貸アパートに転居したい。いくつか不動産事業者をあたったが、身元保証人がいないこと、息子がひきこもりのため全て断られ、心身の疲れがたまっている。 • ヘルパーの仕事をしているが、仕事がまばらにしかなく、収入が不安定のため転職、または掛け持ちで仕事がしたい。
相談経路	• ある不動産事業者から市の福祉課に相談したほうがよいとアドバイスを受け、来所。
支援員の判断（見立て）	• 持ち家は傾き、床はきしむなど老朽化が激しい。早期に転居が必要。 • ヘルパーの仕事と年金（計約10万円）があるが、貯金(約100万円）を切り崩しながらの生活は、今後厳しくなる。 • 母親亡き後を見据え、息子の生活基盤を整えることが必要。
プラン内容	• 入居先：不動産事業者からの物件紹介を受け、賃貸住宅に入居が決まる • 本人の心身の健康：保健師との面談 （入居支援） ➢ 不動産事業者から物件紹介 ➢ 社福による家賃債務保証 （居住継続支援） ➢ 生活保護申請（生活保護課） ➢ 本人のメンタルケア（保健師、月１回の面談） ➢ 息子へのアプローチ（重層事業の活用）
その後の経過（モニタリング）	• 本人の体調面、金銭面の不安が残っている。息子へのアプローチを継続。

経　緯

- R5. 5 月　相談受付
- R5. 6 月　入居決定
- R5.9月　転居
- R5.10月　モニタリング

伊丹市「住まい支援システム」イメージ図

○生活困窮者自立制度の相談窓口である「くらし・相談サポートセンター」に住まい支援センターの機能を置いた行政直営モデル。

○既存職員が住まい連携推進員としての役割を担い、庁内各課の相談窓口で受ける相談内容のうち住まいに関する相談を集約し、関係機関との支援調整などに対応する。支援策については自立支援相談事業の支援調整会議を活用してを検討する。

○住宅政策課が連携し、不動産関係者と福祉関係者による官民の連携体制を構築するための住まい支援システム推進会議を実施し、お互いの立場の相互理解や、協力的な事業者探しが可能な連携ツールの検討などを行う。

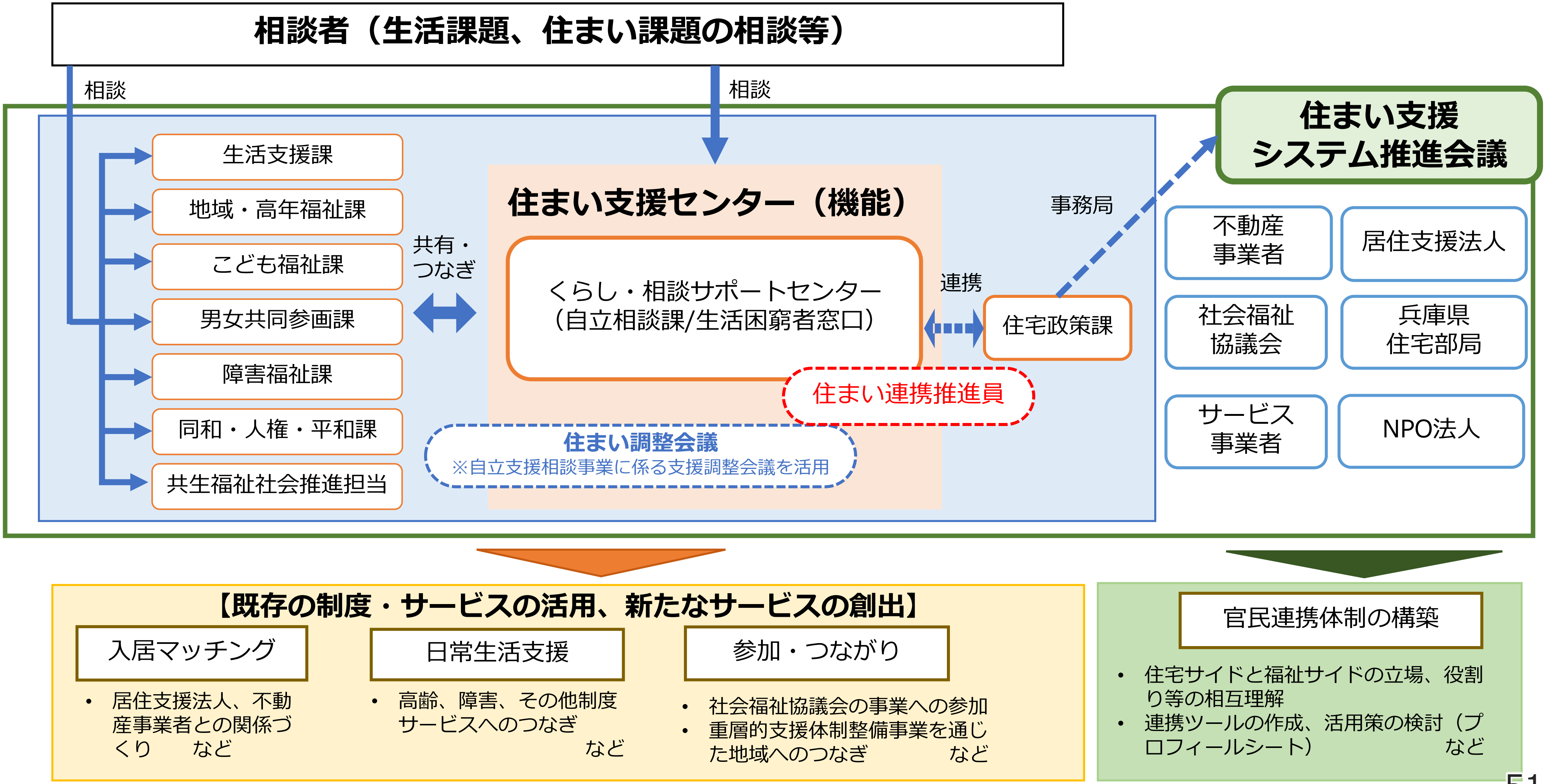

伊丹市　支援事例

タイプ

ひとり親・多子世帯

事例を読む視点

- 多子世帯がゆえに、家賃、広さ、間取り等が適当な物件が見つからないケース。
- 本人、子どもともに複数の課題を抱えており、世帯単位で課題が複合化している事例。
- リスクに備えたシェルター等による心理的安心感の確保と母子双方に対する支援により、母親の育児負担の軽減と就労意欲が高まったことがポイント。

事項	概要
事例概要（基本情報・相談内容）	• 41歳、女性、ひとり親・多子世帯、生活保護受給中 • 夫のDVが原因で離婚。転出先を告げずに支援措置をかけて現住居（戸建賃貸）へ転居したが、前夫が子供の保護者等に居所を聞き込みしていることを知った。 • 前夫の接近に恐怖を感じており、知らない遠方への転居を希望。 • 婚姻と転居を繰り返したことで親族との関係は疎遠。 • 子どものうち、何人かは発達障害の診断を受けている。 • 子の施設入所意向はなく、自身での養育を希望している。
相談経路	• 本人から子ども福祉課に相談があり支援依頼があった。
支援員の判断（見立て）	• 本人からの虐待が疑われる不適切な養育が慢性化している。こどもが癇癪を起し、対応ができずにイライラが高じ、親子関係が悪化するという悪循環を断ち切れない状況。
プラン内容	（入居支援） • 物件紹介（居住支援法人の活用） • 前夫の接近リスクが高まればシェルターや母子生活支援施設への一時入所を提案する。 （居住継続支援） • 本人の養育負担の軽減（ショートステイの活用） • 就労（準備）支援
その後の経過（モニタリング）	• 多子世帯であるため、家賃、広さ、間取りが適当な物件が見つからない。 • 危険が迫ればシェルター等を利用できることで、心理的安心感につながっている。 • 子どものショートステイを活用することで母親の情緒の安定が図られ、就労体験に参加。レジ打ちの仕事を希望している。

経　緯

- R5.8月　相談受付
- R5.9月　ショートステイの利用開始・就労体験
- R5.9月　モニタリング

1　なぜ今、制度改正が必要なのか？

2　４つの対応ポイント

3　制度改正への対応に困ったら

3

制度改正対応にお困りの際に活用可能な事業等

都道府県による市町村支援事業

都道府県の責務として、制度の円滑な実施を推進するため、地域の実情に応じ、市町村に対して、例えば以下のような必要な助言・情報提供等の援助を実施。

- 支援員に対する人材養成研修・シンポジウム等の実施
- 広域実施に向けた調整・事業実施に向けた環境整備や訪問支援等の実施
- 社会資源の広域的な開拓のための説明会の開催・調査研究等
- 市域を越えたネットワークづくりのための協議の場の構築等（困難事例に関する相談やケース検討等を行う場）

照会先：各都道府県の制度担当

自治体・支援員向けコンサル

国が都道府県・市町村に専門スタッフを派遣し、下記のような課題についてのノウハウの伝達やアドバイスの提供等を実施。

- 各種事業の立上げ・事業実施上の課題
- 官民連携等を進める際の課題

照会先：生活困窮者自立支援室
応募期間：令和６年７月12日まで

※地域支援事業（高齢者の安心な住まいの確保に資する事業）の活用を検討している場合は、「高齢者住まい・生活支援伴走支援事業」も活用可。（照会先：厚生労働省老健局高齢者支援課）

ニュースレター

生活困窮者自立支援室から、自治体職員・支援者向けに、各自治体の取組や制度の最新情報などの取組・支援の参考となる情報を発信中。

バックナンバーはこちら▶

自治体事例集

厚生労働省ウェブサイトにおいて、様々な自治体における各種事業・支援会議の立上げ方法や実施上の工夫、都道府県による市町村支援の方法等をまとめている。

掲載先はこちら▶
※アクセス後、下に画面をスクロールしてください。

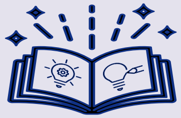

拡充

自治体・支援員向けコンサルティング事業の充実（任意事業の実施に向けた環境整備）

参考

令和６年度当初予算　57百万円（57百万円）※()内は前年度当初予算額

１ 事業の目的

○　生活困窮者自立支援法に基づく就労準備支援事業等の任意事業については、事業立ち上げを希望する自治体に対して、国から専門スタッフを派遣するコンサルティング事業を実施し、実施自治体数の増加を図っている。社会保障審議会の中間まとめ（※１）では、全国どこでも必要な支援を受けられるようにしていくことと述べられていることから、任意事業の立ち上げに向けた支援の充実を図る。

○　これを踏まえ、コンサルティング事業において、新たに、任意事業の実施予定がない自治体から「重点支援自治体」を選定し伴走型の重点的な支援を行うことで、事業立ち上げに向けた環境整備を図る（※２）。

（※１）社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会における「中間まとめ」（令和４年12月20日）

（※２）事業の単独実施が困難な小規模自治体等については、広域実施に係る専門スタッフを派遣し、都道府県や他市町村との広域実施に向けた支援を実施。

２ 事業の概要・スキーム

<対象自治体>

（従来）

① 専門スタッフの派遣を希望する自治体

（令和６年度以降）

① 専門スタッフの派遣を希望する自治体

② 重点支援自治体（国で選定）【新規】

※ 国が一定の基準に基づき選定（都道府県を通じて調整）

<事業内容>

１）課題の把握・整理、コンサルティングプランの作成

２）コンサルティング、研修等の実施

３）事業立上げに向けた計画作成の支援（都道府県・市町村）

※ 重点支援自治体には、従来よりも派遣回数を増やすなど、より充実した支援を実施。

※ 広域実施に向けた支援が必要と認められた自治体に対して、広域実施に係る専門スタッフを派遣【新規】

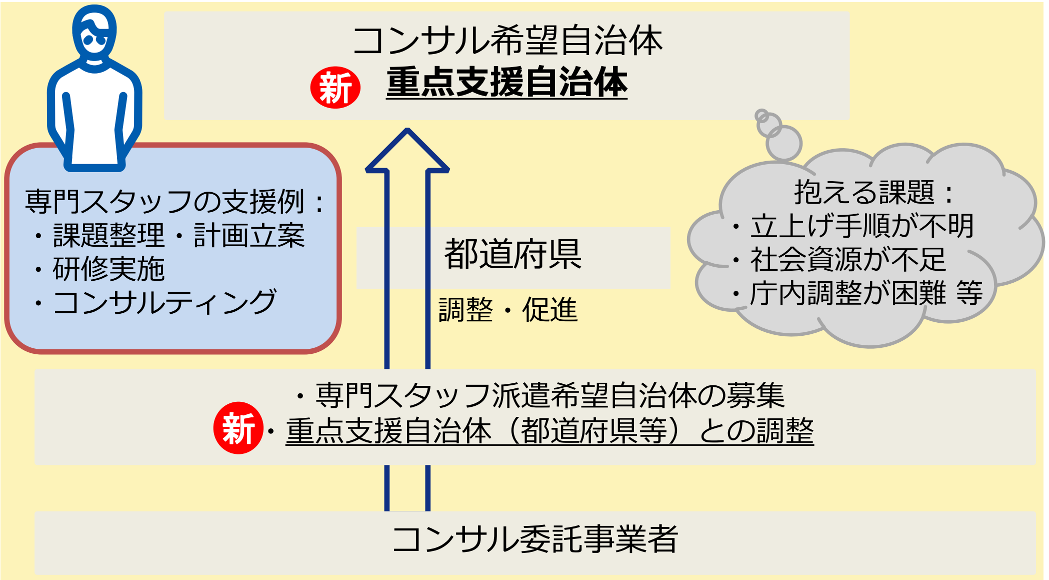

３ 実施主体等

実施主体：国（委託費）

高齢者住まい・生活支援伴走支援事業

参考

1 事業の目的

令和６年度当初予算案　20百万円（20百万円）※()内は前年度当初予算額

○　高齢者の住まいの確保と生活支援を進めるため、平成26年度から、「低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業」を実施し、住まいの確保支援（住宅情報の提供・相談対応等）や生活支援（見守り等）に係る費用に対する助成を行い、平成29年度以降は、同様の取組に対して地域支援事業交付金により支援ができるようにしているところ。

○　一方、地域支援事業により、モデル事業と同様の取組を実施している自治体が非常に少なく、その理由として、取組の実施にあたり、自治体内（住宅部局と福祉部局等）の調整や社会福祉法人・不動産業者等との調整など、関係者が多岐にわたること等から、検討が進まないとの意見があるところ。

○　このため、有識者や厚労省職員等を派遣し、事業実施に至る前の検討段階おける助言や関係者との調整を行うことで、事業の実施に結びつけていくことを目的として、本事業を実施する。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

有識者や厚労省職員等を派遣し、事業実施に至る前の検討段階における助言や関係者との調整等の支援を実施

① **事業の実施に向けた意見交換、課題に対する検討及びアドバイス**
事業の実施に向け、事前に実施すべき実態の把握や、それを踏まえた取組の方向性等についての意見交換、課題に対する検討等を実施するに当たって有識者・取組を実施している自治体職員・厚生労働省職員・国土交通省職員等を派遣しアドバイス、不動産業者や養護・軽費老人ホームも含めた社会福祉法人等の担い手と、自治体のネットワーク構築を支援

② **取組事例と住まい支援の課題・解決策を考える素材集の周知**
課題を踏まえた取組事例等をまとめると共に、3年間の取組を踏まえて住まい支援の課題感を類型化し、解決に向けた方向性を提示していく資料集を作成し周知
（本事業では事業の検討過程に着目し、課題把握や取組事例の経緯等を含めて整理、自治体等が事業の初期段階で検討するにあたって実用的なパンフレット等の作成を想定）

住まいに係る相談支援、生活支援等にかかる費用を「地域支援事業交付金」等により支援。

※以前は「低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業」として支援。

支援

支援

<自治体における検討の流れ>

○自治体における課題を顕在化

・高齢者が大家から入居を断られ、住まいの確保が困難な状況
・生活支援が必要な高齢者の受け入れ先が見つからない状況　　等

○地域の実情を踏まえた対応方策の検討

・実態把握
・関係者調整、ネットワーク構築
・既存の枠にとらわれない、積極的な事業の具体化検討

○事業の実施

・住まいに係る相談対応
・社会福祉法人によるアセスメント、生活支援の実施　　等

<実施主体>　国（民間事業者に委託）

ご清聴ありがとうございました

今後も各種説明会・会議・研修等において
制度改正に関する情報を提供していきますので
是非ご参加ください